

配当に関する税制の在り方

—自己株式のみなし配当に対する取扱いを中心として—

小 山 真 輝

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的

現行の配当に関する税制の下、株式の発行法人が自己株式の取得を行う場合に、その自己株式を発行法人に譲渡した個人株主や法人株主においては、課税の繰延べに該当する取引や市場取引などの一定のものを除き、その譲渡対価のうち「取得資本金額」を超える部分の金額が「みなし配当」に当たるとされ、配当所得等として取り扱われる。その際、個々の事例にもよるが、個人株主にとっては、その譲渡対価の一部の所得区分が配当所得に振り換わり、損益通算の有無を中心とした有利不利が生ずるが、法人株主にとっては、一般的に、受取配当等の益金不算入規定の適用によるタックスメリットが生ずるとされ、税目間において配当税制の固有の差異が存する。

この個人・法人株主間における配当税制の固有の差異に着目して、株主構成によっては、いわゆる簿価譲渡としての課税の繰延べを選択せずに、恣意的に、みなし配当課税の適用を選択しようとする動きもある。この自己株式の取得時のみなし配当課税は平成13年6月の改正商法に対応したものであるが、施行後潜脱的な問題も生じており、その課税上の取扱いを中心として、配当税制としての固有の問題点を研究すべきものと考えられる。

2 研究の内容

(1) 多様化するM&Aと現行税制

イ 企業防衛策としてのMBO

企業のM&Aの多様化が進む中、その手法の一形態であるMBO (Management Buyout) は、一般的に、買収対象会社の経営陣が投資ファンドなどと共同して資金を出資し、事業の継続を前提としてその買収対象会社の株式を譲り受けることにより経営権を取得するというものである。

最近では、上場企業について、敵対的買収防衛策の一環等として、経

営陣と投資ファンドが共同してSPC（特別目的会社）を設立し、そのSPCがTOB（株式公開買付け）により買収対象会社の株式を買い集め、その大株主となった後、株券等の非公開化（上場廃止及び継続開示義務の免除）を行うというケースが見受けられる。その際に、将来の訴訟リスク等の回避策として、経営陣等と利益相反する関係にある少数株主を排除（Squeeze Out）するため、従来、株式交換制度を採用する企業があった。

ロ 全部取得条項付種類株式を用いたMBOと税務上の取扱い

しかしながら、平成18年度の税制改正後は、株式交換制度の利用を避けるスクィーズ・アウト手法の一つとして、(a)普通株式を全部取得条項付種類株式に転換し、(b)当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその対価として新株を交付する際に、少数株主に対しては一株未満の端数のみが割り当てられるように割当比率を調整して、(c)少数株主に対しては当該一株未満の端数に相当する「金銭」を交付するといった手法が採られるようになっている。

全部取得条項付種類株式に係る取得決議による譲渡が、(i)取得の対価として取得をされる株主等に発行法人の株式のみ又は発行法人の株式及び新株予約権のみが交付されること、(ii)取得された株式と交付を受けた株式又は新株予約権が概ね同額であることの適用要件を満たす場合には、その譲渡対価はその譲渡をした株式の譲渡の直前の帳簿価額に相当する金額とされ、いわゆる簿価譲渡として課税が繰り延べられるとともに、表裏の関係として、みなし配当課税が適用除外とされる。これは、従前の転換株式の転換と経済的な効果は変わらず、「投資が継続」しているという点が考慮されたものである。

(2) 自己株式のみなし配当を巡る諸問題

イ 課税の繰延べ要件に関する問題

株主の課税の繰延べに関する要件判定の場面においては、各段階で金銭の交付等が想定されるが、株主が「複数の株主」である場合には、判

定に当たって「いずれかの株主に発行法人の株式以外の資産が交付される場合」には、課税の繰延べが認められず、みなし配当課税が行われる。すなわち、規定上、要件判定の如何によっては、すべての個人株主及び法人株主を対象にオール or ナッシングの関係で適用されることとなる。

したがって、一部の株主に対して「株式以外の資産」の交付が行われた場合に、他の株主においては、時価による譲渡損益が認識された上で、その譲渡対価のうち「取得資本金額」を超える部分の金額が「みなし配当」に当たるとされ、配当所得等として取り扱われることとなる。個々の事例にもよるが、個人株主にとっては、その譲渡対価の一部の所得区分が配当所得に振り換わり、損益通算の有無を中心とした有利不利が生ずるが、法人株主にとっては、一般的に、受取配当等の益金不算入規定の適用によるタックスメリットが創出され、税目間における配当税制の固有の差異がドラスティックに実現することとなる。

ロ 本来の配当課税とみなし配当課税

(イ) 配当税制の変遷

法人税については、明治 32 年の法人所得課税の導入以来、その課税根拠についての議論が行われつつ、数次の改正が行われてきているが、現行の配当税制は、例えば、個人の配当控除制度や法人の受取配当等の益金不算入制度において、法人税と所得税の二重課税を排除するという本来の趣旨は既に貫徹されず、制度としては担税力の調整等を前提とした政策税制としての色彩が濃くなっていると考えられる。

また、みなし配当の範囲及び金額についても、所得税において、大正 9 年に、減資等による払戻金の額のうち払込済金額等を超える部分が配当とみなされて以来、数次の改正が行われてきている。法人税においても、昭和 25 年に、受取配当が益金不算入となったことに伴って導入されて以来、数次の改正が行われ、平成 13 年度の組織再編税制導入時には、帳簿価額基準（昭和 43 年に取得価額基準から改正されたも

の)が、所得税と同様、交付原資額基準に改正された。

(ロ) 自己株式のみなし配当の基本的な性格

ところで、自己株式のみなし配当課税が法人税と所得税の二重課税排除の調整を目的とするのであれば、発行会社の貸借対照表に「税法上の利益積立金額」の存在があつて、「原始的な株主」が投資した資本金等の額を含んだ合計額に相当する金銭等で発行会社が自己株式を取得した場合に、「税法上の利益積立金額」部分を対象に、個人株主に対して配当所得としての課税が行われ、法人株主(25%以上の株式保有の場合)に対してその全額を益金不算入とするのが理想であると考えられる。

(ハ) 自己株式のみなし配当に関するその他の問題

しかしながら、自己株式のみなし配当課税については、上記イの問題のほか、例えば、次のような潜脱的な問題もみられ、それがタックスメリットといわれるゆえんでもある。

① 会計上の収益を上回るみなし配当収入に関する問題

みなし配当が生ずる株式は必ずしも「原始的な株主」が対象となるわけではなく、例えば、原始的個人株主と他の法人との利害が一致して株式を譲渡した場合に、個人株主は将来の配当所得を譲渡所得に振り換え、譲受法人は受取配当の益金不算入規定の適用により、会計上の損益と連動しない課税所得上の損失の創出が可能となる。また、みなし配当は、あくまでも収入というプラスの概念で「損」の概念がないとともに、配当課税回避行為の防止策である短期所有株式の配当除外規定も適用されない。

② マイナスの利益積立金額に関する問題

株式の時価総額は、資産の含み益などの企業価値が具現されたものであることから、二重課税排除の調整の前提となる「課税済の利益積立金額」が発行会社において必ずしも存在するものではなく、場合によっては、マイナスの利益積立金額が生ずる発行会社も出現

し得るため、例えば、親会社である株主が、自らの利益調整を意図して子会社である発行人の未実現利益をみなし配当として享受することも考えられる。

(3) みなし配当に関する諸問題への対応

イ みなし配当課税の性格面からの検討

みなし配当課税について、①所得区分の転換面、②自己株式のみなし配当課税の創設趣旨面、③二重課税排除の調整機能面及び④清算分配金を配当として擬制する面からの検討を加えてみると、みなし配当を認識する上で、「出し手基準」以外にも「受け手基準」の重要性が増すとともに、「税法上の利益積立金額」の存在の必要性が増すものと考えられる。

ロ 課税繰延べ要件に関する問題

(イ) 税務執行の困難性と予測可能性の担保

上記(2)イのとおり、株式の譲渡損益の課税繰延べ制度において「株式以外の資産」の交付の有無が重要な判定要素の一つとなっており、その判定結果は、個人株主及び法人株主に大きな課税関係の違いをもたらす。また、同様の判定要素を用いている組織再編税制にあっても、意図せずに時価課税の適用を受けた事例も生ずるであろう。

企業行動としては「株式以外の資産」の交付を行わないパターンが通常は想定されるが、法人株主（例えば、経営陣と投資ファンドが共同して設立したSPC）が株主総会での多数を占め、意図して端数株式の代り金等に該当しない金銭等の交付を決定し、法人株主にみなし配当に起因した多額の譲渡損を生じさせた場合、税務執行上、それを、否認し得るものなのか。各税法に規定している行為計算否認の法理は解釈上適用の難しい場面が多いと考えられる。

また、納税者の予測可能性の向上等の観点から、事前照会制度等の充実もなされているが、今後、複雑化する個別事例の照会に対する回答の的確性の担保は難しさを増す。

(ロ) 金銭交付に対する考え方

現行制度の取扱いの原点となる組織再編税制の取扱いは理念的に正しいものであるが、スクィーズ・アウト手法として端数型の全部取得条項付種類株式方式による課税の繰延べが認められる範囲においては、「株式以外の資産」の不交付要件は事実上の意味が存在しないものとも考えられる。また、会社法の施行により合併等の対価の柔軟化が進んでいることから、この際、オール or ナッシングの発想を解消し、「概ね同額」要件を担保に、投資が継続している部分のみを取り出して、課税の繰延べを認め、併せてみなし配当課税を行わないという選択もあり得る。その際には、次のような方策案が考えられる。

【方策案】株主からの自己株式の取得について、一定の要件（例えば、従前、租税特別措置法で認めていた株式交換税制の金銭交付のような5%未満要件等）を付した上で、投資の継続部分に対して課税の繰延べを認める。

ただし、金銭不交付要件は、組織再編税制にも存することから、株主に対して部分譲渡を認めれば、理論的には、移転資産等の時価評価も連動して部分的に対象とせざるを得ないとの考えもある。その場合、技術的・実務的に計算できるかという問題が新たに生じ、簡便性の観点からは逆行することとなる。

ハ 会計上の収益を上回るみなし配当収入に関する問題

自己株式のみなし配当課税の創設趣旨は堅持すべきものと考えられる。また、譲渡前の連なる旧所有者に対して配当課税がなされていなかったことの帰結であるとする考え方もみなし配当課税の根幹をなしている。

しかしながら、制度の創設趣旨を維持しつつも、「株主側の全体」的な発想だけでは疑問が残るタックスメリットも現に創出されることから、何らかの制限が必要である。その際には、次のような方策案が考えられる。

【方策案】個人株主に対しては、現行のみなし配当課税を存続させるが、

法人株主に対しては、株主側だけで帳簿価額以下の部分のみ
なし配当収入を認識させず、譲渡収入と擬制させる。なお、
現行の源泉徴収制度もそのまま存続させ、法人株主段階で擬
制される譲渡収入に係る法人株主固有の源泉徴収制度と位置
付ける。

ただし、出し手の発行法人において配当原資の利益積立金額の減算が
起きつつ、受け手の法人株主において反対勘定となるべきであるみなし
配当を認識しないことに対しては、その整合性を取るための理論的な裏
付けが必要であり、更なる検討が求められる。また、源泉徴収制度にお
いても、出し手で配当として課税し、受け手で譲渡とすることも同様で
ある。

ニ マイナスの利益積立金額に関する問題

発行法人において将来実現する含み益に対しては法人税が当然に課税
され、その「課税済の利益積立金額」を原資として将来の株主に対して
利益の払戻しがあり得ることから、単なる課税時期の問題であるとする
考え方も厳然としてある。

しかしながら、自己株式の取得価額には、幾多の要素が包含されてお
り、必ずしも将来において課税が行われるという担保はなく、少なくと
も配当と擬制するのであれば、その対象は発行法人の「課税済の利益積
立金額」に限るという概念を持たせることと割り切る。その際には、次
のような方策案が考えられる。

【方策案】 取得時のマイナスの利益積立金額の部分はみなし配当に該当
しないものとして、発行法人側でみなし配当の額自体を調整
する（この方式は、当期の所得金額は考慮されない。）。

ただし、この場合、含み益の実現前後で株主側の課税関係が異なるこ
ととなるほか、仮に、株主が得た収入のうちに資本の払戻しでも配当で
もない収入が出現し、その収入の性格付けができないという問題が生ず
る。株主側で現行どおり配当という性格付けをさせるため、究極的な発

想にはなるが、発行法人側において次のような代替案も考えられる。

【代替案】 マイナスの利益積立金額を保有する発行法人自体に、自己株式の取得日を含む事業年度の期末時点でマイナスの利益積立金額に相当する将来の含み益が実現したものとみなして収益を認識し、課税所得を計算するとともに、その含み益相当額は、その収益を認識した後の事業年度において生ずる課税所得から控除する措置を講じ、発行法人自体の二重課税を防止する（この方式は、当期の所得金額が考慮され、株主側における現行のみなし配当額の計算方法も維持される。）。

3 結びに代えて

税務執行上の対応の難しさが増す中、潜脱的な問題の解決のため、今後、上記のような方策を模索する必要があるが、その整合性を確保するためには、理論的な裏付けが必要であり、配当課税の在り方を念頭に置いた更なる検討が求められる。現段階においては、個々の事例の態様に応じた行為計算否認の法理の適用を考えざるを得ない。

目 次

はじめに	72
第1章 多様化するM&Aと現行税制	73
第1節 企業防衛策としてのMBO	73
1 企業防衛策としてのMBOの意義	73
2 少数株主の排除（スクィーズ・アウト）	74
第2節 MBOと税務上の取扱い	74
1 株式交換等に係る税制	74
2 株式交換を用いたスクィーズ・アウト手法	77
3 全部取得条項付種類株式を用いたスクィーズ・アウト手法	78
第3節 個人株主と法人株主の取扱いの異同等	85
1 個人株主と法人株主の取扱いの異同	85
2 課税の繰延べ要件とみなし配当課税等に関する問題	88
第2章 自己株式のみなし配当を巡る諸問題	94
第1節 自己株式取得の場合のみなし配当	94
1 自己株式の意義等	94
2 組織再編税制見直しに伴うみなし配当課税の改正	96
3 平成13年商法改正と税制改正	99
4 会社法制定に伴う税制改正	102
第2節 自己株式のみなし配当に関するその他の問題	104
1 みなし配当の基本的な性格	104
2 自己株式のみなし配当に関するその他の問題	107
第3章 配当課税制度等の沿革	110
第1節 配当二重課税排除の調整の歴史等	110
1 シャープ税制までの配当税制の変遷	111
2 シャープ税制とその後の配当税制の変遷	118

第2節	みなし配当課税の対象範囲	133
1	沿革からみたみなし配当課税の対象範囲	133
2	二重課税排除の調整を要する対象範囲	136
第4章	みなし配当に関する諸問題への対応	138
第1節	法人課税の意義等とみなし配当課税の性格	138
1	法人課税の意義等	138
2	みなし配当課税の性格面からの検討	140
第2節	みなし配当課税問題へ対応	145
1	税務執行の困難性と予測可能性の担保	145
2	みなし配当課税問題への一考察	146
	結びに代えて	150

はじめに

現行の配当に関する税制の下、株式の発行法人が自己株式の取得を行う場合に、その自己株式を発行法人に譲渡した個人株主や法人株主においては、課税の繰延べに該当する取引や市場取引などの一定のものを除き、その譲渡対価のうち「取得資本金額」を超える部分の金額が「みなし配当」に当たるとされ、配当所得又は受取配当等として取り扱われる。その際、個々の事例にもよるが、個人株主にとっては、その譲渡対価の一部の所得区分が配当所得に振り換わり、損益通算の有無を中心とした有利不利が生ずるが、法人株主にとっては、一般的に、受取配当等の益金不算入規定の適用によるタックスメリットが生ずるとされ、税目間において配当税制の固有の差異が存する。

このみなし配当課税から除かれる一定の取引として、金融商品取引市場で行われる取引等のほか、特定の種類株式の譲渡が規定されている。この特定の種類の株式の譲渡に該当する場合には、その譲渡対価はその譲渡した株式の譲渡直前の帳簿価額に相当する金額とされ、いわゆる簿価譲渡として課税が繰り延べられるとともに、みなし配当課税が適用除外とされている。

この個人・法人株主間における配当税制の固有の差異に着目して、株主構成によっては、いわゆる簿価譲渡としての課税の繰延べを選択せずに、恣意的に、みなし配当課税の適用を選択しようとする動きもある。

この自己株式の取得時のみなし配当課税は、従来、株式の消却の場面において認識されていたみなし配当課税が、平成13年6月のいわゆる金庫株解禁等に関連する改正商法に対応した関係法律の整備に関する法律によって取得の場面において認識されることになったものである。その後、組織再編や敵対的買収防衛策としても活用されつつ、施行後潜脱的な問題も生じており、その課税上の取扱いを中心として、配当税制としての固有の問題点を研究すべきものと考えられる。

第1章 多様化するM&Aと現行税制

第1節 企業防衛策としてのMBO

1 企業防衛策としてのMBOの意義

近年、経済構造の活性化のため、商法、独占禁止法、税法等の関係法規の改正等が進められ、企業のM&A (Merger and Acquisition) の多様化 (広義の意味合いとして、合併、株式交換、会社分割、事業譲渡、株式取得、業務提携、資本提携等) が図られてきた。構造改革の手法としてM&Aの重要度が増す中、その手法の一形態であるMBO (Management Buyout) は、一般的に、買収対象会社の経営陣が投資ファンドなどと共同して資金を出資し、事業の継続を前提としてその買収対象会社の株式を譲り受けることにより支配権を取得するというものであると言われている。

最近では、上場企業について、敵対的買収防衛策の一環等として、経営陣と投資ファンドが共同してSPC (特別目的会社) を設立し、そのSPCがTOB (株式公開買付け) により買収対象会社の株式を買い集め、その大株主となった後、株券等の非公開化 (上場廃止及び継続開示義務の免除) を行うというケースが見受けられる。いわゆるゴーイング・プライベートと称せられるものであるが、この非公開化の理由としては、企業経営面からの動機⁽¹⁾や買収資金の問題⁽²⁾が指摘されている。

(1) 企業経営面からの動機として、石綿学「マネージメント・バイアウト (会社法務)」企業会計 59 巻 2 号 140 頁 (2007) では、「経営陣がMBOを行うそもそもの動機が、上場のメリットに比してデメリットの方が大きいという認識に基づくことが多いことが指摘できます。たとえば、(多額の手元資金の存在ゆえに) 市場からの資金調達や上場株式を用いたM&Aを行うニーズが存せず、上場していなくとも、既に確立した信用力やブランド力を維持することができる場合などには、上場をしている恩恵を享受していないということもできるわけです。一方で、非公開化することにより、①短期的な業績や株価の動向にとらわれることなく、大胆な事業のリストラクチャリングや中長期的な事業計画等の実行が可能となる、②上場や開示に伴うコストや株主管理コスト等を削減できる、③ (法的な正当性は兎も角) 敵対的買収の脅威がなくなる、

2 少数株主の排除（スキーズ・アウト）

非公開化に当たって、将来の訴訟リスク等の回避策として、経営陣等と利益相反する関係にある少数株主を排除（Squeeze Out）する必要が生ずる。従来の方法としては、買取者が公開買付けにより対象会社の株式の大半を取得した後に、①株式移転により完全親会社となった会社とその完全子会社である対象会社の株式を買取者（又はその関連者）に譲渡し、かかる譲渡後の完全親会社を清算する方法（株式移転・清算方式）、②対象会社の株主に交付される完全親会社（存続会社）の株式の数が端数となるような比率の株式交換又は合併を行い、対象会社の株主に金銭を交付する方法（端数処理方式）、③産業活力再生特別措置法を用いて金銭交付株式交換（又は金銭交付合併）を行う方法などがあるとされてきた⁽³⁾。

第2節 MBOと税務上の取扱い

1 株式交換等に係る税制

(1) 従前の株式交換等に係る税制

株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）が行われた場合の

などといった点がメリットとして指摘されることもあります」と説明されている。

- (2) 買収資金の問題として、石綿・前掲注(1)140頁～141頁では、「上場会社ともなれば、規模も大きく、経営陣が自己資金のみで会社全体を買収する資金を手当てすることは通常困難です。そのため、買収に際して金融機関等から借入を行い、この借入金を買収資金の一部に充当することが一般的です（このように買収資金の一部として借入金を用いる買収のことを『レバレッジド・バイアウト』又は『LBO』といいます。）。また、買収資金の一部に借入金を利用すれば、エクイティによる投資効率を高めることにもつながります。他方、金融機関がMBOに要する買収資金の一部を融資するに際しては、対象会社の全資産に直接担保を設定することを必要とするのが一般的です。しかしながら、対象会社の経営陣が、自らが対象会社を買収する資金として借り入れた債務を被担保債権として、会社の財産を担保提供することは、対象会社と経営陣との間で深刻な利益相反の問題を生じさせます。そのため、そのような担保提供に先立ち、予め、経営陣の側で対象会社の全株式を取得し、対象会社に少数株主がない状況にしておく必要がある」と説明されている。
- (3) 石綿・前掲注(1)141頁。

株主の取扱いについては、租税特別措置法として平成 11 年度の税制改正により創設⁽⁴⁾され、平成 11 年 10 月 1 日以後行われる株式交換等に適用されていた。

具体的には、株式交換等が行われた場合において、①特定子会社（株式交換等により完全子会社となる法人をいう。以下同じ。）の株式（以下「特定子会社株式」という。）の特定親会社（株式交換等により完全親会社になる法人をいう。以下同じ。）における受入価額が特定子会社の株主の帳簿価額に相当する金額以下であること、②株式交換等により交付を受けた新株の価額及び金銭等の額との合計額のうちに新株の価額の占める割合が 95%以上であることの要件を満たすときは、その株主について、譲渡損益の計上を繰り延べることとされていた（平成 18 年改正前の税特措 37 の 14、67 の 9）。

また、株式移転後に、特定子会社がその有する全額出資の会社の子会社株式等を特定親会社に対して譲渡した場合において、特定親会社がその子会社株式等の取得価額を特定子会社のその譲渡直前の帳簿価額に相当する金額とすること等の要件を満たすときは、特定子会社において、その子会社株式等について計上される譲渡益に相当する金額を損金の額に算入することとされていた（平成 18 年改正前の税特措 67 の 10）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられていた（平成 18 年改正前の税特措 67 の 104、67 の 105）。

（2）株式交換等に係る税制の本則化

このように平成 11 年度の税制改正で創設された株式交換等に係る税制については、平成 13 年度における組織再編税制の見直しの中で、同じ企業再編成として見直しが検討されつつも先送りされたところである⁽⁵⁾。その

(4) 創設の趣旨について、国税庁『平成 11 年改正税法のすべて』329 頁では、「税制上、企業の組織再編成を阻害せず、また、実態に合った課税を行う観点から、所要の措置を講ずることとされたものです」と解説されている。

(5) 阿部泰久「改正の経緯と残された課題」江頭憲次郎＝中里実編『企業組織と租税法』

後、連結納税制度の創設を経て、平成 18 年度の税制改正により、課税の中立性等の観点⁽⁶⁾から、法人税法の組織再編税制として再構築され、原則として、平成 18 年 10 月 1 日以後に行われる株式交換等に適用することとされた。

具体的には、株式交換等に係る税制について、これまでの合併等に係る税制と整合性を持ったものとするため、子法人の有する資産の含み損益に対する課税については、その株式交換等が適格要件に該当するものであるかどうかによることとされた。すなわち、その株式交換等が適格要件に該当するものである場合には子法人が有する資産の含み損益を計上せず、適格要件に該当しないものである場合に、子法人の有する資産の含み損益を計上するものとされた他、長期割賦販売等に係る繰延損益の計上や租税特別措置法上の圧縮特別勘定の取崩しも行われることとなった。

また、子法人の株主に対する課税は、親法人株式以外の資産の交付を受けなかった場合には、子法人株式の帳簿価額による譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上を繰り延べ、親法人株式以外の資産の交付を受けた場合には、原則どおりその譲渡損益の計上を行うこととされた。なお、株式交換等が適格要件に該当しない場合であっても、子法人から株主への資産の交付がないことから、合併等の場合とは異なりみなし配当課税は行わないこととされた。

別冊商事法務 252 号 90 頁～91 頁（2002）。

- (6) この点について、青木孝徳ほか『平成 18 年版改正税法のすべて』299 頁（大蔵財務協会、2006）では、「組織再編成の法的な仕組みが異なるとしても、実質的に同様の効果を得られる取引に対して異なる課税を行うとなると、組織再編成の手法の選択に歪みをもたらしかねないなどの問題が生ずることになります。株式交換等と合併の類似性に加え、株式交換によって出来上がる形態が、子法人を吸収合併した後に現物出資したのと同じ形態（完全親子会社関係）となることも考え合わせると、株式交換に対する課税は、課税の中立性等の観点から、合併等に係る税制と整合性を持ったものとするのが適当と考えられます」と解説されている。

2 株式交換を用いたスキーズ・アウト手法

(1) 税制改正前後の課税対象の異同

平成 18 年度の税制改正前の株式交換等に係る税制において、発行会社段階での課税については、完全親会社となる法人の資産の含み損益や完全子会社となる法人の資産の含み損益を税務上認識する必要はなく、株主段階での課税についてのみ、所定の要件を満たさない場合に限り、株式譲渡損益の認識をすることとなっていた。しかしながら、税制改正後においては、株式交換完全親法人等に関しては特段の課税関係は生じないが、株式交換完全子法人等に関しては、税制非適格の場合に、その有する資産の時価評価課税が行われることとされた（法税法 62 の 9）⁽⁷⁾。

(2) 従来スキーズ・アウト手法への影響

税制改正の結果、税制適格のための要件として金銭等不交付要件や株式継続保有要件等の要件が新たに課されることとなったため、上記 1(2)に記述した従来少数株主の排除（スキーズ・アウト）手法のうち、①の株式移転・清算方式については、株式継続保有要件に抵触し、②の端数処理方式については、税法上の行為計算の否認法理の適用問題が生じ、③の産業活力再生特別措置法方式については、金銭等交付要件に抵触し、それぞれ完全子法人の有する資産について時価課税が行われることにつながり⁽⁸⁾、株式交換制度が本来用いられるべき範囲を狭めてしまうことになりかねないという指摘⁽⁹⁾や、非常に利用しづらい状況になっているとの指摘⁽¹⁰⁾

(7) 税制非適格の場合の完全子法人に対する時価評価課税について、その移転していない資産の未実現利益の課税について問題があり、制度としての中立性に対して疑問を呈する論文として、渡辺徹也「組織再編税制における実質主義と形式主義」金子宏編『租税法の基本問題』499頁～524頁（有斐閣、2007）、同『企業組織再編成と課税』99頁～112頁（弘文堂、2006）（初出・同「株式交換と平成18年度税制改正」税務弘報54巻11号8頁～19頁（2006））。

(8) 太田洋＝野田昌毅「株式交換・株式移転税制の抜本改正とM&A実務への影響」商事法務1778号38頁（2006）。

(9) 浅妻敬＝宰田高志「組織再編(1)」商事法務1777号29頁（2006）。

(10) 石綿・前掲注(1)141頁。

がされている。

なお、組織再編税制における金銭等不交付要件⁽¹¹⁾に関して、大別して、①配当代わり金、②端株調整金及び③反対株主買取請求権等により交付される金員の3つの例外が、法令上や通達上⁽¹²⁾で認められている⁽¹³⁾。

3 全部取得条項付種類株式を用いたスクィーズ・アウト手法

(1) 新たなスクィーズ・アウト手法の出現

株式交換を用いたスクィーズ・アウト手法について、完全子会社の時価評価課税のリスクを回避するスクィーズ・アウト手法の一つとして、全部取得条項付種類株式方法が考察された。具体的には、(a)普通株式を全部取得条項付種類株式に転換し、(b)当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその対価として新株を交付する際に、少数株主に対しては一株未満の端数のみが割り当てられるように割当比率を調整して、(c)少数株主に対しては当該一株未満の端数に相当する「金銭」を交付するといった手法⁽¹⁴⁾が採られるようになっている（この手法の典型的な取引の流れは「図1

- (11) この問題について取り上げたものとして、江頭ほか・前掲注(5)103頁～115頁参照。
- (12) 通達上(法人税基本通達1-4-2)において端数調整金を認めることに至ったことについて、当時の谷口勝司編著『法人税基本通達逐条解説〔二訂版〕』26頁(税務研究会、2002)では、「このような端株代り金の交付は、合併法人においてその1株未満の株式の合計数に相当する数の株式を便宜一括して他に譲渡し、その譲渡代金を株主に交付するものであり、合併法人が株主に代わって1株未満の株式の譲渡を行うにすぎないものである」と解説され、その考え方が現行の取扱いにも引き継がれている。
- (13) これらの金銭等不交付要件に関する問題点と立法論をまとめた論文として、渡辺裕泰「組織再編税制の適格要件に関する一考察—配当見合い金銭、端数株式の代り金はどこまで可能か—」金子宏編『租税法の基本問題』525頁～547頁(有斐閣、2007)参照。
- (14) この手法の説明として、石綿・前掲注(1)141頁では、「全部取得条項付株式を利用した少数株主排除の方法が(少なくとも当面は)有力な方法として用いられています。具体的には、買収者が対象会社の株式の大半を公開買付けを利用して取得した後、対象会社において株主総会(及び種類株主総会)を開催し、その定款を変

全部取得条項付種類株式を利用したMBOの取引の流れ」参照)。

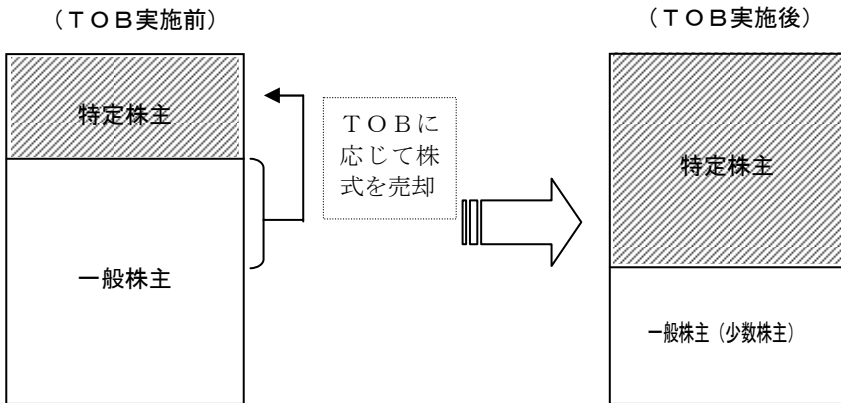
この全部取得条項付種類株式は、本来、会社が債務超過に陥り私的整理等の場合に既存株主の持株を零とする「100%減資」を可能とするために会社法によって導入されたものであるが、立法過程において変更が加えられたため、株式取得による企業買収後に残存する少数株主の締出しの手段として用いられるなど、既発行株式の内容を変更するための制度としての用途が広まったとされている⁽¹⁵⁾。

更して対象会社の発行する全ての株式を全部取得条項付種類株式に変更した上（会社法 466 条、111 条 2 項）、当該全部取得条項付種類株式を取得し（同法 171 条）、その対価として（買収者以外の）一般株主に一株未満の端数のみが交付されるようにすることにより、少数株主については金銭による処理を行う方法です（同法 234 条 2 項）。全部取得条項付株式を用いる場合、事前の公開買付けで何株取得しようとしても、必ず株主総会を開催する必要があることに加え、種類株主総会も必要となること等による煩雑さは存します。もっとも、他の少数株主排除の方法に比べれば、課税上のリスクが小さいため、今後実務的に好まれる可能性が高いものと思われま

- と説明されている。
- (15) 江頭憲次郎『株式会社法 [第2版]』151頁～152頁（2008）、前田庸『会社法入門 [第11版補正版]』106頁～107頁（2008）、神田秀樹『会社法 [第十版]』79頁～80頁（2008）、弥永真生『リーガルマインド会社法 [第11版]』44頁（2007）。

図1 全部取得条項付種類株式を利用したMBOの取引の流れ

- (a) 特定株主（経営陣と投資ファンドが共同して設立したSPC等。以下同じ。）がTOB（株式公開買付け）を実施する。



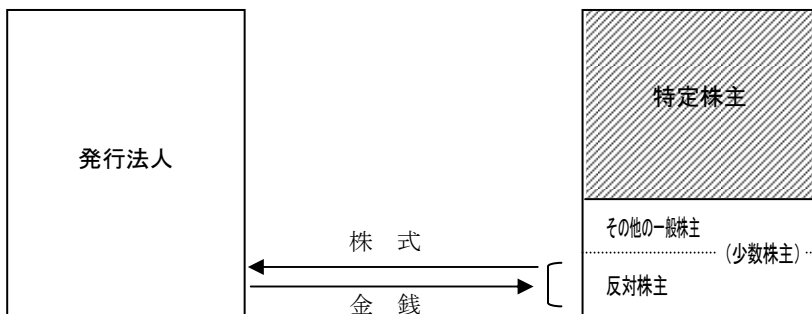
- (b-1) 経営権の100%支配を目的として、株主総会において、次の議案を決議する。

(議案)

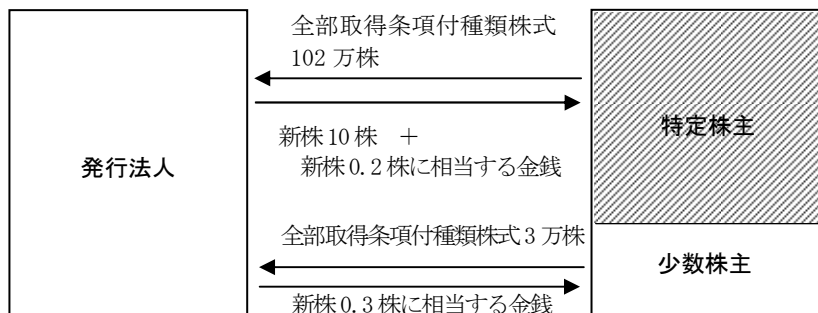
- ① 発行株式（普通株式）の全てに全部取得条項を付与する。
- ② 発行法人は全部取得条項付種類株式を取得し、その対価として全部取得条項付種類株式10万株に対し1株の割合で、新株を交付する。

(注) ②の株式の買取決議が、後日（①の決議に基づく全部取得条項付種類株式への転換日以後の日など）に行われる場合もあり得る。

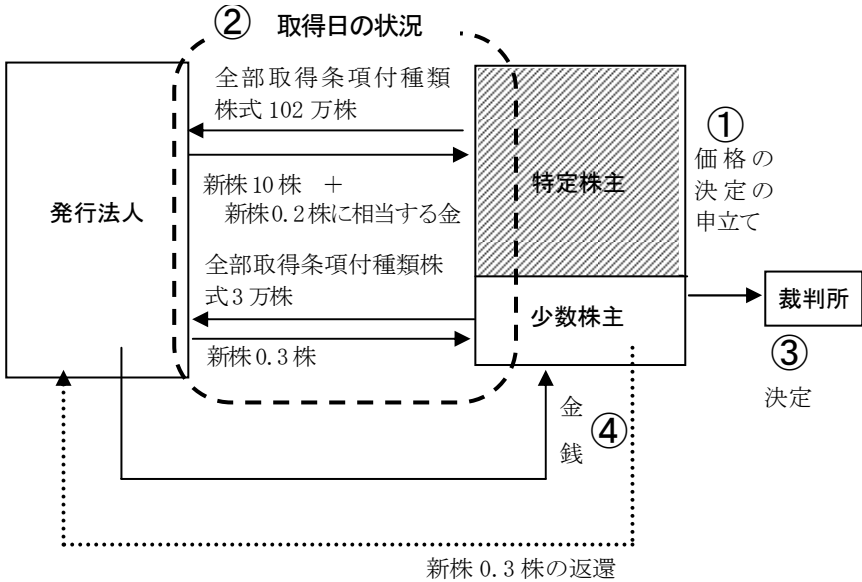
- (b-2) 上記議案①(全部取得条項の付与)に反対する株主は、会社法第116条の規定に基づき、発行人に対し、株式の買取りを請求することができる。



- (c) 取得日において、株主に発行法人の新株及び金銭が交付される。



- (d) 上記議案②（全部取得条項付種類株式の取得）に反対する少数株主は、会社法第172条の規定に基づき、裁判所に対し全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる。



(注) 少数株主は取得日においていったん新株 0.3 株相当の株主となるが、裁判所が決定した価格に相当する金銭が発行法人から支払われる場合には、その新株 0.3 株相当の株式を返還する義務がある。

(2) 会社法の制定と税制改正

上記(1)の新たなスキーズ・アウト手法の出現には、原則として平成18年5月1日に施行された会社法の制定に伴い⁽¹⁶⁾、①個人株主にあつては、株式等に係る譲渡所得等及びみなし配当に関し、②法人株主にあつては、有価証券の譲渡損益及びみなし配当に関し、それぞれ次のような改正が行われたことが背景にある。

イ 株式等に係る譲渡所得等の課税繰延べ

個人株主が、次表に掲げる株式をそれぞれ次に掲げる対象事由により譲渡した場合において、それぞれの適用要件を満たすときには、当該株式に係る譲渡所得等がなかったものとみなすこととされた（所税法 57 の4③一～三）。～法人株主同様（法税法 61 の2⑭一～三）～

(16) 青木ほか・前掲注(6)272頁では、「旧商法の転換予約権付株式、強制転換条項付株式、償還株式及び買受株式は、会社法では取得請求権付株式の取得と対価の交付及び取得条項付株式の取得と対価の交付という構成とされ、旧商法の株式の強制消却は会社法では全部取得条項付種類株式の取得と対価の交付及び取得した自己株式の消却という構成とされ、これらの取得の対価として新株、自己株式、新株予約権、金銭その他あらゆる資産を交付し、又は何も交付しないことが可能となりました」と解説されている。

株 式	対象事由	適 用 要 件
取得請求権付株式 （法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主等が発行人に対して発行株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合のその株式をいう。）（所税法 57 の 4③一）	請求権の行使	イ 取得の対価として取得法人の株式のみが交付されること ロ 取得された株式と交付を受けた株式が概ね同額であること
取得条項付株式 （法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として発行人が一定の事由（以下「取得事由」という。）が発生したことを条件としてその株式の取得をすることができる旨の定めを設けている場合のその株式をいう。）（所税法 57 の 4③二）	取得事由の発生	イ 取得の対価として取得をされる株主に発行人の株式のみが交付されること（その取得の対象となった種類の株式のすべてが取得をされる場合には、その取得の対価としてその取得をされる株主に発行人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含む。） ロ 取得された株式と交付を受けた株式又は株式及び新株予約権が概ね同額であること
全部取得条項付種類株式 （ある種類の株式について、発行人が株主総会その他これに類するものの決議（以下「取得決議」という。）によってその全部の取得をする旨の定めがある場合のその種類の株式をいう。）（所税法 57 の 4③三）	取得決議	イ 取得の対価として取得をされる株主に発行人の株式のみ又は発行人の株式及び新株予約権のみが交付されること ロ 取得された株式と交付を受けた株式又は株式及び新株予約権が概ね同額であること

（注）規定振りは、便宜上、平成 20 年度税制改正前のものとした。

ロ みなし配当課税の不適用

全部取得条項付種類株式に係る取得決議による譲渡〔表の太枠部分〕が、(i)取得の対価として取得をされる株主等に発行法人の株式のみ⁽¹⁷⁾又は発行法人の株式及び新株予約権のみが交付されること、(ii)取得された株式と交付を受けた株式又は新株予約権が概ね同額であることの適用要件を満たす場合には、その譲渡対価はその譲渡をした株式の譲渡の直前の帳簿価額に相当する金額とされ、いわゆる簿価譲渡として課税が繰り延べられるとともに、表裏の関係として、みなし配当課税が適用除外とされる。これは、その対価が発行法人の株式のみである場合には、従前の転換株式の転換と経済的な効果は変わらず、「投資が継続」しているという点が考慮されたものである⁽¹⁸⁾。

第3節 個人株主と法人株主の取扱いの異同等

1 個人株主と法人株主の取扱いの異同

株主の課税繰延べに関する要件判定の場面においては、各段階で金銭の交付等が想定されるが、株主が「複数の株主」である場合には、判定に当たって「いずれかの株主に発行法人の株式以外の資産が交付される場合」⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾には、課税の繰延べが認められず、みなし配当課税が行われる。すなわち、規定上、要件判定の如何によっては、すべての個人株主及び法人株主を対象にオール or ナッシングの関係で適用されることとなる。

(17) 平成20年度税制改正により、全部取得条項付種類株式が取得決議により取得される場合において、対価の要件の判定に際し、当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭等が除かれることが明確化され、規定振りとしてはネガボジの改正が行われている（所税法57の4③等、法税法61の2⑩等）。

(18) 青木ほか・前掲注(6)272頁。

(19) 青木ほか・前掲注(6)272頁。

(20) この要件判定は、従来から組織再編税制の適格性の判定において用いられていたものである。

そこで、通常の譲渡損益を認識する場合(下記(1)の市場取引による取得)、みなし配当課税となる場合(下記(2)の相対取引による取得)及び個人株主に特例措置が講じられている場合(下記(3)の公開買付けによる取得)に区分し、それぞれ発行法人の税務上の処理を説明した上で、個人株主及び法人株主について税務上の処理のあらましを概観する。

(1) 市場取引による取得(通常の譲渡)

イ 発行法人の税務上の処理

市場取引による自己株式の取得は、みなし配当課税の対象から除かれている。その取得の対価として株主に交付した金銭等の額に相当する部分は、会計上、貸借対照表の純資産の部に控除する方法で記載されるが、税務上は、その額を資本金等の額から減算する(利益積立金額の減算は不要)。

なお、みなし配当に係る源泉徴収義務は生じない。

ロ 個人株主の税務上の処理

市場取引による自己株式の取得に伴う譲渡は、みなし配当課税の対象から除かれている。市場取引であることから、上場株式等の譲渡と同様に租税特別措置法第37条の11の規定が適用される。

ハ 法人株主の税務上の処理

市場取引による自己株式の取得に伴う譲渡は、みなし配当課税の対象から除かれている。通常の有価証券の譲渡損益として認識される。

(2) 相対取引による取得(一部みなし配当)

イ 発行法人の税務上の処理

相対取引による自己株式の取得は、みなし配当課税の対象となる。その取得の対価として株主に交付した金銭等の額の合計額が取得資本金額を超える場合に、その超える部分の金額がみなし配当とされる。その取得の対価として株主に交付した金銭等の額に相当する部分は、会計上、貸借対照表の純資産の部に控除する方法で記載されるが、税務上は、取得資本金額(株主に交付した金銭等の額の合計額を超える場合には、そ

の超える部分の金額を減算した金額)の部分の金額を資本金等の額から減算するとともに、みなし配当に該当する部分の金額を利益積立金額から減算することとされる。

なお、みなし配当に係る源泉徴収義務が生ずる。

ロ 個人株主の税務上の処理

相対取引による自己株式の取得に伴う譲渡は、みなし配当課税の対象となる。その取得の対価として発行法人から交付を受けた金銭等の額が、取得資本金額のうち譲渡した株式に対応する部分の金額を超える場合に、その超える部分の金額がみなし配当として課税される。その取得の対価として発行法人から交付を受けた金銭等の額に相当する部分からみなし配当の額を控除した金額が譲渡所得の収入とされ、通常の株式等の譲渡として租税特別措置法第37条の10の規定が適用される。

ハ 法人株主の税務上の処理

相対取引による自己株式の取得に伴う譲渡は、みなし配当課税の対象となる。その取得の対価として発行法人から交付を受けた金銭等の額が、取得資本金額のうち譲渡した株式に対応する部分の金額を超える場合に、その超える部分の金額がみなし配当として課税される。その取得の対価として発行法人から交付を受けた金銭等の額に相当する部分からみなし配当の額を控除した金額が譲渡収益とされ、税務上の譲渡損益が計算される。

なお、みなし配当とされた金額は受取配当等の益金不算入の規定が適用される。

(3) 公開買付けによる取得（個人株主の特例措置）

イ 発行法人の税務上の処理

公開買付けによる自己株式の取得については、個人株主に対しては下記ロのとおり特例措置が適用されるが、発行法人に対しては、上記(2)の相対取引による取得の場合と同様の税務上の処理がされる。

ロ 応募した個人株主の税務上の処理

公開買付けによる自己株式の取得に伴う個人株主の譲渡は、通常は、相対取引による取得に伴う譲渡に当たるが、市場取引による取得との均衡上、かつ、株式市場の活性化の観点から、個人株主が公開買付けに応じた場合には、租税特別措置法第9条の6の規定が適用され、みなし配当課税を行わないこととされ、上記(1)の市場取引による取得の場合と同様の税務上の処理がされる。

ハ 応募した法人株主の税務上の処理

公開買付けによる自己株式の取得に伴う法人株主の譲渡は、上記ロの個人株主とは異なり、みなし配当課税の対象となる。上記(2)の相対取引による取得の場合と同様の税務上の処理がされる。

2 課税の繰延べ要件とみなし配当課税等に関する問題

全部取得条項付種類株式を利用したMBOの取引については、公開買付けに応じた個人株主は、上記1(3)において説明したように、特例措置が適用され、みなし配当課税が行われない(新聞報道⁽²¹⁾)を例として、図2(1)及び図3(1)を参照)。

一方、例えば、全部取得条項付種類株式の対価として、全部又は一部の株主に対して「株式以外の資産」の交付が行われた場合に、すべての株主において、課税の繰延べ要件が満たされず、時価による譲渡損益が認識された上で、その譲渡対価のうち「取得資本金額」を超える部分の金額が「みなし配当」に当たるとされ、配当所得等として取り扱われることとなる(新聞報道を例として、図2(2)及び図3(2)を参照)。

株式の取得価額や他の所得状況等個々の事例にもよるが、個人株主にとっては、その譲渡対価の一部の所得区分が譲渡所得から配当所得に振り換わり、損益通算の有無を中心とした有利不利が生ずるが、法人株主にとっては、一般的に、譲渡損益からみなし配当に振り換わり、受取配当等の益金不算入規

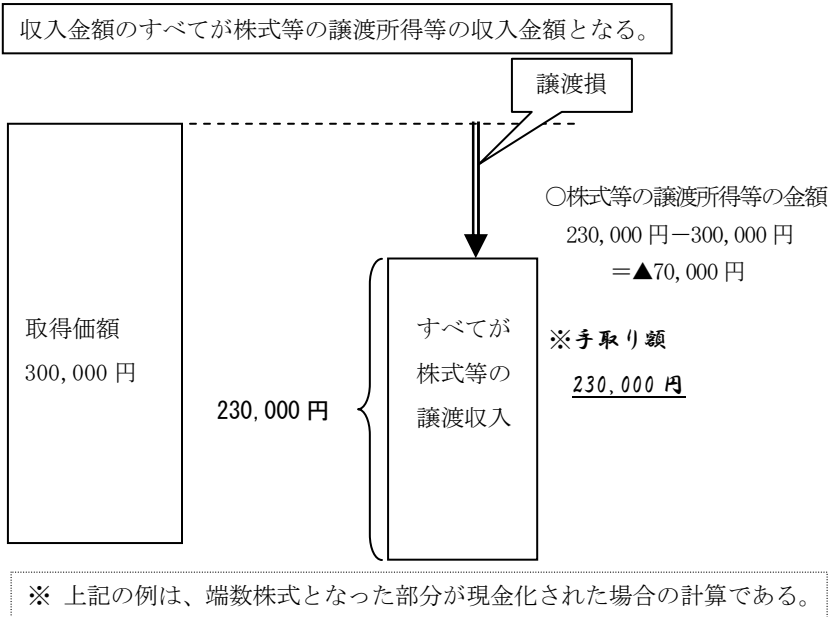
(21) 平成19年6月18日付日本経済新聞社朝刊19面。

定の適用によるタックスメリットが創出され⁽²²⁾、税目間における配当税制の固有の差異がドラスティックに実現することとなる⁽²³⁾。

-
- (22) 江頭・前掲注(15)237頁では、「会社が自己株式を取得した場合、税制上は、売却株主に交付される金銭等の額のうち、取得される株式の比率に応じた資本金等の額を超える部分を当該株主に対する剰余金の配当とみなす『みなし配当課税』が、原則として株主に課される。しかし、その取得が金融商品取引所における購入その他の政令で定める方法による場合には、売却株主には、譲渡益課税がなされる。後者の措置が必要な理由は、みなし配当課税が、納税者が法人の場合は受取配当の益金不算入により有利であるが、個人株主の場合、譲渡益課税に比べ不利に働くからである」と説明されている。
- (23) 前掲注(21)の新聞報道及び当該新聞報道された企業によるプレスリリース上の発行済株式を前提として試算すれば、株式の時価総額は606億円であり、仮に、みなし配当課税が行われた場合には、資本金等の額が216億円相当と推測され、その金額を超える部分の金額390億円がみなし配当となる。

図2 個人株主の場合

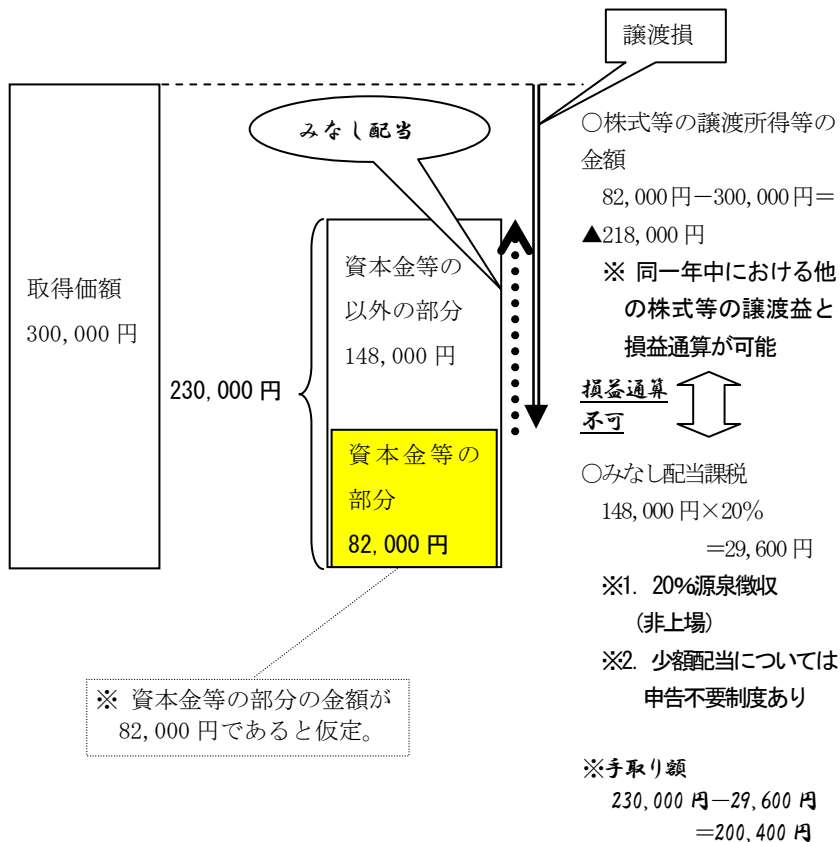
(1) みなし配当課税がない場合～取得価額 300,000 円のケース～



- (注) 1. 取得価額 100,000 円の場合
(株式等の譲渡所得等の金額)
230,000 円 - 100,000 円 = 130,000 円
2. 取得価額 50,000 円の場合
(株式等の譲渡所得等の金額)
230,000 円 - 50,000 円 = 180,000 円

(2) みなし配当課税がある場合～取得価額 300,000 円のケース～

収入金額のうち、資本金等の以外の部分についてはみなし配当、資本金等の部分については株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされる。



(注) 1. 取得価額 100,000 円の場合

(株式等の譲渡所得等の金額) 82,000 円 - 100,000 円 = ▲18,000 円

(みなし配当の額) 148,000 円

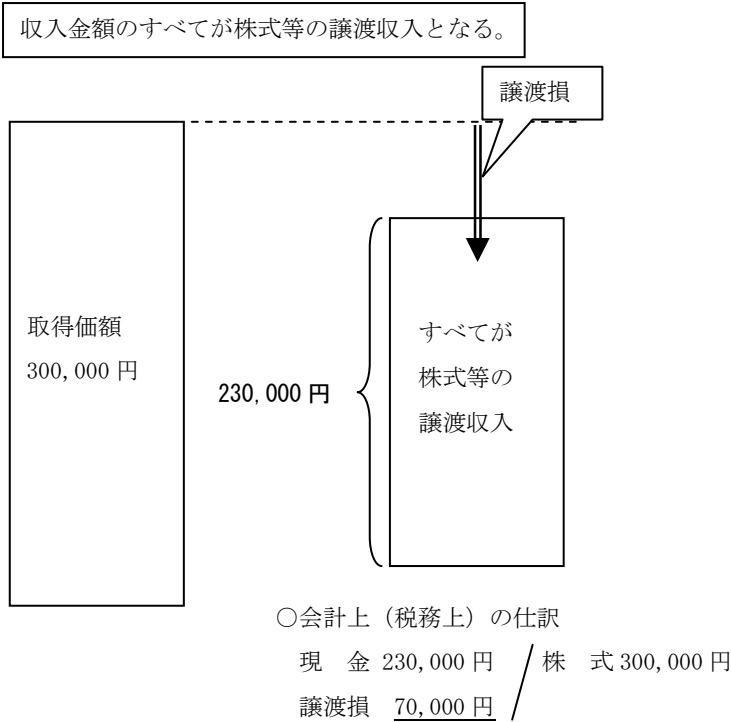
2. 取得価額 50,000 円の場合

(株式等の譲渡所得等の金額) 82,000 円 - 50,000 円 = 32,000 円

(みなし配当の額) 148,000 円

図3 法人株主の場合

(1) みなし配当課税がない場合～取得価額 300,000 円のケース～

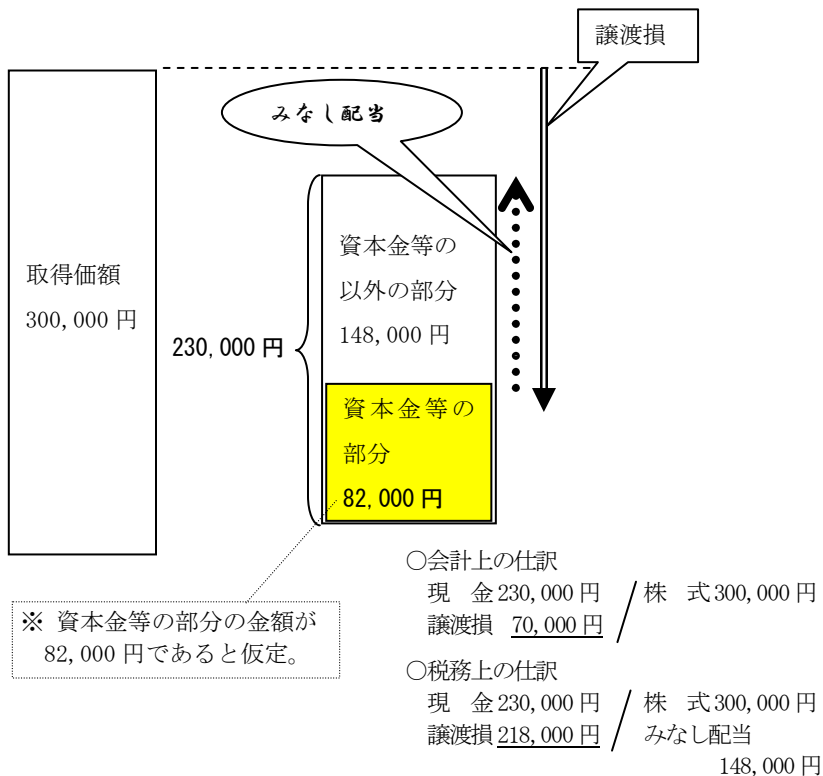


※ 上記の例は、端数株式となった部分が現金化された場合の計算である。

- (注) 1. 取得価額 100,000 円の場合
 (会計上・税務上の譲渡益)
 230,000 円 - 100,000 円 = 130,000 円
2. 取得価額 50,000 円の場合
 (会計上・税務上の譲渡益)
 230,000 円 - 50,000 円 = 180,000 円

(2) みなし配当課税がある場合～取得価額 300,000 円のケース～

収入金額のうち、資本金等の以外の部分についてはみなし配当、資本金等の部分については株式等の譲渡収入とみなされる。



- (注) 1. 取得価額 100,000 円の場合
 (会計上の譲渡益) 230,000 円 - 100,000 円 = 130,000 円
 (税務上の譲渡損) 82,000 円 - 100,000 円 = ▲18,000 円
 (みなし配当の額) 148,000 円
2. 取得価額 50,000 円の場合
 (会計上の譲渡益) 230,000 円 - 50,000 円 = 180,000 円
 (税務上の譲渡益) 82,000 円 - 50,000 円 = 32,000 円
 (みなし配当の額) 148,000 円

第2章 自己株式のみなし配当を巡る諸問題

前章でも触れたように、全部取得条項付種類株式に係る取得決議に基づいて発行法人が取得する当該全部種類条項付種類株式は自己株式であることから、原則として、発行法人においては資本金等の額及び利益積立金額の減算が、株主側においては譲渡収入及びみなし配当収入が認識されることとなるのであるが、取得をされた株式が一定の課税繰延べ要件を満たすのであれば、みなし配当課税は行われない。この自己株式の取得時のみなし配当課税は、平成13年6月の改正商法に対応して設けられたものである。ここでは、その自己株式の固有の性格に端を発した問題について、関係する税務上の取扱いを概観しながら整理してみることにする。

第1節 自己株式取得の場合のみなし配当

1 自己株式の意義等

(1) 自己株式の意義

税法上、自己株式とは、その株式を発行する法人の立場から見てその発行済株式自体を指すものと考えられ、その取得の段階においては「自己の株式又は出資の取得」と規定（法税24④四）し、その保有の段階においては「発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）」と規定（法税2十）し、その処分の段階においては「自己の株式の譲渡をした場合」と規定（法税令8①一）し、税務上の処理が生ずる段階を使い分けている⁽²⁴⁾。

(24) 神田・前掲注(15)90頁では、「自己株式とは『株式会社が有する自己の株式』と定義されている(113IV)。そこで、通常、会社が自社の発行した株式を取得することを『自己の株式の取得』というが、厳密に言えば、会社が自社の株式を取得するとその結果その株式は自己株式となる」と説明されている。

(2) 自己株式の「取得」

会社が自己株式を取得できる場合は、例えば、株主総会決議又は定款の授権に基づく取締役会決議により株主との合意による有償取得や全部取得条項付種類株式の取得といったように、その取得事由が会社法及び法務省令に規定されている（会法 155）。その取得に当たっては、財源規制がほぼ横断的にかけており、分配可能額を超えてはならないのである（会法 461①二）。なお、自己株式の無償取得などは、会社財産の流出がないことから、財源規制の対象とはならない⁽²⁵⁾。

(3) 自己株式の「保有」

会社は、自己株式を期間の制限なく保有できる。ただし、議決権を有せず、その他の共益権もなく、剰余金の配当をすることはできないなどの規制を受ける。また、平成 13 年 6 月改正前の自己株式は、消却のために取得した場合を除き、貸借対照表の流動資産の部に他の株式と区分して計上されたが、改正後、資本の部の控除項目とされた。会社法の下では、剰余金の額として自己株式の帳簿価額の合計額が計上されるが、分配可能額としては、保有する自己株式の帳簿価額は控除される⁽²⁶⁾。

(4) 自己株式の「消却」

会社は、取締役会の決議等により、消却する株式の種類を定めて、保有する自己株式を消却することができる。株式の消却とは、特定の株式を消滅させる会社の行為であり、消却の結果として発行済株式数は減少する点は株式の併合と同じであるが、併合が全株式について一律に行われるのに対し、消却は、特定の株式についてのみ行われる。会社法制定前は、①保有する自己株を消却する場合、②資本減少の場合及び③定款に基づき配当

(25) 取得手続の規制については、会社法 156 条以下で規定しているが、これらは自己株式を有償で取得する場合のものであり、法務省令で認められている自己株式の無償取得の場合にはこの規制の対象とはならない。

(26) 自己株式の保有の点について、江頭・前掲注(15)250 頁～251 頁、前田・前掲注(15)155 頁、神田・前掲注(15)95 頁～96 頁、弥永・前掲注(15)67 頁～68 頁参照。

可能利益による消却する場合を認めていたが、概念整理がなされ、①だけを株式の消却と定義した⁽²⁷⁾。

(5) 自己株式の「処分」

会社がその保有する自己株式を処分する場合は、新株発行と同じ募集に関する規制に服することとされ、同様な性質を有するものと考えられている。ただし、一定の代用自己株式を使用するなどのように引受者を募集しない場合は除かれる⁽²⁸⁾。

なお、新株を発行した場合の払込価額については、資本金又は資本準備金として処理されるため、基本的に配当財源となることはない。これに対して、自己株式を処分した場合の処分差益については、その他資本剰余金として処理されるため、配当可能ということになる。すなわち、自己株式の取得後の消却・新株発行の場合については、自己株式の取得後の保有・処分の場合に対して、会社法的にも異なる取扱いとなるのである⁽²⁹⁾。

また、株主の立場から両者の違いをみると、新株の発行の場合は株式の原始取得となるが、自己株式の処分の場合は株式の承継取得であるといえる。

2 組織再編税制見直しに伴うみなし配当課税の改正

平成 13 年の商法改正に先立って、平成 13 年度の税制改正が行われ、組織

(27) 自己株式の消却の点について、江頭・前掲注(15)252 頁～255 頁、前田・前掲注(15)155 頁～157 頁、神田・前掲注(15)96 頁・104 頁、弥永・前掲注(15)113 頁参照。

(28) 自己株式の処分の点について、江頭・前掲注(15)255 頁～256 頁、前田・前掲注(15)156 頁、神田・前掲注(15)96 頁、弥永・前掲注(15)65 頁参照。

(29) この点について、神田・前掲注(15)96 頁では、「①消却する発行済株式総数は減少するが、自己株式を取得しても減少しない。②株券発行会社では、消却すると株券を廃棄しなければならず、新株を発行すると新しく株券を発行しなければならないが、自己株式の取得・処分の場合はこれが不要である。③新株発行では資本金の額が増加するが(445 I-III)、自己株式の処分では資本金の額は増加しない。④自己株式の処分益は分配可能額に含まれるが(その他資本剰余金)、新株発行の場合は、そのようなことはない」と説明されている。

再編税制の見直しが行われた。その中で、資本の部の金額のうち、株主等が拠出した部分の金額と法人が稼得した部分の金額とを峻別し、両者を混同しないという基本的な考え方に基づいて⁽³⁰⁾、資本の部の金額の取扱いが抜本的に見直された。それと連動するように、資本の部の金額と密接な関係にあるみなし配当課税制度も大きく変容を遂げることとなった。すなわち、利益をもってする株式の消却など株主等に対して資産の交付がない場合のみなし配当課税が廃止⁽³¹⁾されるとともに、法人株主のみなし配当額の算定に係る帳簿価額基準が廃止された。これらのみなし配当課税制度の抜本的改正は、発行法人の利益積立金額の減少をより一層適切に株主等の配当に反映させるとの観点から見直しが行われたものである⁽³²⁾。

(1) 株主等に対して資産の交付がない場合のみなし配当課税の廃止

平成13年改正前の税法では、現実に株主等に対して資産の交付がない場合であっても、①利益又は剰余金をもってする株式の消却（昭34）、②利益積立金額の資本又は出資への組入れ（昭26）、③解散により残余財産の一部を分配した後における継続又は合併による消滅（昭30）の事実が生じたときには、株主等に対してみなし配当課税がなされていた（それぞれかつこ書の年に導入されたもので、本稿第3章第1節参照）。

これらの制度について、特に、平成2年の商法改正により、従来の株式配当の規定が削除され、これを剰余金の資本組入れと株式分割との2つの概念に整理されてから、みなし配当に関して、商法と税法とのねじれ現象

(30) 国税庁「平成13年改正税法のすべて」134頁。

(31) 国税庁・前掲注(30)18頁では、「例えば、商法上の利益や準備金の資本組入れが行われた場合であっても、このような会社経理とは別に、法人税法上は、その資本に組み入れられた金額を資本積立金額の減算項目として処理することにより、商法上の資本の金額と法人税法の資本積立金額との合計額である『資本等の金額』を増加させないこととする等を内容とする『資本積立金額』及び『利益積立金額』の意義（定義）の抜本的な改正（いわゆる『税法基準』の採用）が行われ」とされた上で、「会社経理のいかんにかかわらず、法人税法上の資本等の金額はこれらの事実がなかったときと同様の状態に置かれることになります」と解説されている。

(32) 国税庁・前掲注(30)134頁。

が生じ、賛否両論の議論がなされてきたところである⁽³³⁾⁽³⁴⁾。さらには、会社の経理処理によることの問題点や法人の受取配当等の益金不算入の対象となる問題点⁽³⁵⁾も指摘されつつ総合的に勘案されて改正が行われたものである⁽³⁶⁾。

この改正により、利益をもってする株式の消却など株主等に対して資産の交付がない場合のみなし配当課税が廃止され、みなし配当を認識するのは、資産の交付があった場合に限定されることとなった。

(2) 法人株主の配当額算定に当たっての帳簿価額基準の廃止

法人税法におけるみなし配当の額は、従前は、法人株主等が交付を受けた金銭等の額が旧株の帳簿価額を超える場合のその超える部分で、かつ、発行法人の資本等の金額に相当する部分以外の部分から成る金額とされていた⁽³⁷⁾。

- (33) 江頭・前掲注(15)267頁では、「源泉分離課税等の株式譲渡益税制の下では、会社が現金配当をせず、株主がもつばらこのタイプの株式の分割により取得した株式を譲渡する方法で所得を得ると、とくに個人株主は課税上有利になることから、『譲渡所得への転換』の誘引が生じるとの理由で、利益積立金額の資本金への組入れの時に(株式の分割がなされるか否かには関わらない)、みなし配当課税がなされる制度になっていた」と説明されている。
- (34) 租税回避の観点からこのみなし配当課税の是非を検討した論文として、渡辺徹也「みなし配当課税と租税回避」税法額 536号 73頁～110頁(1996)参照。
- (35) 平成12年6月2日の政府税制調査会法人課税小委員会では、「資産の交付がない場合のみなし配当は、受取配当等の益金不算入の対象となり課税対象とならない一方で、そのみなし配当相当額だけ株式の帳簿価額が増額されることから、その株式の時価法による評価益の過少計上や評価損の計上あるいは譲渡をした場合の譲渡益の過少計上や譲渡損の計上を通じて課税所得を減少させる結果となる」との論点が示された。
- (36) 国税庁・前掲注(30)18頁では、「こうした法人税の基本的仕組みについての考え方との整合性や資産の交付がない場合のみなし配当課税について従来から指摘されてきた問題点など総合的に勘案され、今回の改正を機に、従来の金銭その他の資産の交付がない場合のみなし配当に対する課税は、行わないこととされました」と解説されている。
- (37) 昭和22年に、個人株主に対しての配当額算定の基準となった「株式等の取得価額」が、その後法人株主に対する配当額算定の基準として受け継がれ、昭和28年に、個人株主が離脱した際もそのままとされ、昭和43年に、「株式等の帳簿価額」とされ

この改正により、この帳簿価額を基準とする取扱いは廃止され、発行人側の資本等の金額⁽³⁸⁾を基準とした算定方法だけが残り、結果として、所得税法における取扱いと同一となった。法人間配当に対しても、所得税と同様に発行法人の金銭等の交付財源を基礎とすることに改められたのである⁽³⁹⁾。

改正の趣旨としては、「法人がその活動により稼得した利益を還元したと考えられる部分の金額の有無や多寡は、本来、その株主等の株式の帳簿価額とは関係がない」という考え方によるものとされている⁽⁴⁰⁾。また、利益積立金額の厳密性を求めた改正であるとともに⁽⁴¹⁾、従前の帳簿価額を基準にする方法では、その全額が配当課税を受けることができないことを理由に改正を行ったものとの指摘がある⁽⁴²⁾。

3 平成 13 年商法改正と税制改正

(1) 自己株式取得制限の根拠

従来から、自己株式の取得行為に対する弊害を整理した学説⁽⁴³⁾としては、「①資本金・準備金を財源とする取得は、株主への出資払戻しと同様の結果を生じ会社債権者の利益を害する（資本の維持）、②株主への分配可能額

ていたものである。詳しくは、本稿第 3 章第 1 節参照。

(38) 資本等の金額の概念は、会社法の施行に伴う平成 18 年税制改正において、資本金等の額と改組されている。

(39) 法人株主の帳簿価額基準の廃止について、武田昌輔「みなし配当—基本的な考え方と概要—」税務事例 36 巻 7 号 58 頁～59 項において分析を加えられている。

(40) 国税庁・前掲注(30)162 頁。

(41) 武田昌輔「改正税法の資本の部の検討(5)—資本金等の額・利益積立金額（補遺）—」税務事例 38 巻 10 号 69 頁（2006）では、「税法では、利益積立金額について極めて厳格な規定を置いている。これに対して税法が関心を持つのは、これが利益の留保であって、将来、これが株主に移転した場合においては、配当があったものとして取り扱うことが前提となっている」と説明されている。

(42) 武田・前掲注(41) 70 頁では、「結局は、従前の方式では、利益積立金額相当分が株主に流出しても、その全額をみなし配当として課税できないことから、改正を行ったものと思われる」と説明されている。

(43) この弊害を整理した学説として、江頭・前掲注(15)234 頁～235 頁を引用。

を財源とする取得でも、流通性の低い株式を一部の株主のみから取得すると株主相互間の投下資本回収の機会の不平等を生じさせ、また取得価額いかんによっても残存株主との間の不公平を生じさせる(株主相互間の公平)、③反対株主(グリーン・メイラー等を含む)から株式を取得することにより取締役が自己の会社支配を維持する等、経営を歪める手段に利用される(会社支配の公正。東京高判平成8.2.26判時1575号131頁)、④相場操縦(金商159条)、インサイダー取引(金商166条)などに利用される(証券市場の公正)等である。とくに閉鎖型のタイプの会社の場合には、買い受けた自己株式を事後に処分する機会を容易に見出し難いことから、会社債権者を害する危険が高い」とされるものがある⁽⁴⁴⁾。

(2) 平成13年6月の商法改正

平成13年6月の商法改正により、上記(1)の弊害の一般的予防的見地から自己株式の原則取得禁止となっていた規制(欧州型)が、会社が株主との合意により自己株式を取得すること及び取得した株式の保有を原則自由とする規制(米国各州法型)に転換することとなった⁽⁴⁵⁾。いわゆる「金庫株の解禁」である。

この改正により、「手続・方法・財源の規制のもとで取得目的や取得数量・保有期間の制約なく取得・保有が認められることとなり、会社法もこれを引き継いだ上で規制を合理化している」とされるとともに、「会社法の条文の書き方は、自己株式の取得は法が定める一定の場合に限って認められるとなっているが、その規制は実質としては、次に述べるように、手続・方法・財源の規制のもとで広く自己株式の取得および保有が認められる」とされ

(44) 同様に、前田・前掲注(15)144頁では、①資本維持の原則、②相場操縦・内部者取引、③株主平等の原則、④経営者の地位の4つを、神田・前掲注(15)91頁では、①会社債権者保護、②株主間の公平の確保、③不公平な株式取引の禁止、④会社支配権をめぐる不公正な取引の禁止の4つを、弥永・前掲注(15)53頁～54頁では、①資本維持、②株主平等、③支配の公正、④株式取引の公正の4つを、それぞれ挙げている。

(45) 江頭・前掲注(15)235頁。

る見解⁽⁴⁶⁾も存する。

また、額面株式が廃止され、全面的に株式の無額面化が図られたことから、資本と株式との関係では直接結びつくものとはなくなったことから、両者の関係はかなり希薄なものとなったといえる⁽⁴⁷⁾。

(3) 自己株式の「取得」におけるみなし配当の認識

平成13年6月改正前の商法では自己株式の取得目的が株式の消却(いわゆる強制消却)、ストックオプション等に限定されていたことから、税法上、発行人における株式の消却のための譲渡に応じた株主に限ってみなし配当課税が行われてきた。その他の自己株式の取得や処分は、単なる資産の取得や譲渡と同様であると考えられていた。

ところが、上記(2)の商法改正を受けたいわゆる金庫株の解禁によって、自己株式の取得、保有及び処分に係る規制が緩和されたことに伴い、税制改正が行われた。

具体的には、株主にあつては、発行人の「自己株式の取得」により金銭等の資産の交付を受けた場合には、その交付を受けた資産の価額が発行人における資本等の金額のうち株式に対応する部分の金額を超える場合には、その超える部分の金額は、みなし配当課税を受けることになるとともに、発行人はそのみなし配当に相当する金額の合計額を利益積立金額から減算することとされた⁽⁴⁸⁾。つまり、従来、自己株式を資産と認識していたのに対して、改正後の商法が、自己株式の取得は資本の払戻しであるという考え方にに基づき、自己株式を資本の控除項目とする取扱いに変更したことにより、法人税法は、それに対応したものと考えられる⁽⁴⁹⁾。

(46) 神田・前掲注(15)90頁～91頁。

(47) 小林量「資本(資本金)の意義」企業会計58巻9号27頁(2006)。

(48) 自己株式のみなし配当課税の背景について、武田昌輔＝後藤喜一編著『DHC会社税務釈義』1577の5頁(第一法規)参照。

(49) 山田淳一郎「金庫株制度とその活用の実務」租税研究625号72頁(2001)では、「金庫株の改正に伴い、商法は資本の控除項目と考えるように変わっており、財務諸表規則もそのように変わるものと考えられます。このような商法及び会計の変化

ただし、発行法人による自己株式の取得であっても、市場取引等による一定の取引は、従前どおりみなし配当を認識せず、譲渡益課税のみの取扱いとなる。これは、株式を市場で売却した場合には、その売却が発行法人に対してのものかどうかを株主は知らずにしているからである⁽⁵⁰⁾。

なお、平成13年6月の改正法の附則第5条において、平成14年3月31日までの間については、一定の場合を除き、その保有する自己株式の処分が禁止されており、併せて、自己株式の処分に対する税制上の取扱いも平成14年度の税制改正に先送りされたところである。

(4) 自己株式の「処分」における税務上の処理

従来、発行法人が取得した自己株式を他に譲渡した場合には、自己株式以外の株式を譲渡した場合と同様に譲渡損益の計上を行うこととされていた。上記(2)及び(3)を経て、平成14年度の税制改正において、自己株式を譲渡した場合における譲渡対価の額は、その自己株式のその譲渡直前の帳簿価額に相当する金額とされる改正が行われたことから、結果として、譲渡益又は譲渡損は生じないこととされた。なお、その際、自己株式を譲渡した場合における譲渡対価の額からその自己株式の譲渡直前の帳簿価額を減算した金額（改正前の譲渡損益相当額）は、資本積立金額の増加金額又は減少金額とすることとされた。

4 会社法制定に伴う税制改正

会社法の制定に伴う平成18年の税制改正において、資本の部の整備など所要の改正が行われているが、特に、自己株式を取得した場合は、資産の一形

に対応し、税制も自己株式の取得・消却を資本等取引とすることに変更し」と説明されている。

- (50) 山田・前掲注(49)73頁では、「上場会社が市場で自己株式を一般の方法で購入した場合、売却した者はそれが金庫株になることを知らずして売却しているのであり、にもかかわらず後になって突然に『みなし配当課税』されることになってしまうと、混乱が生じるであろうから例外としてみなし配当課税の対象から外したわけです」と説明されている。

態である有価証券の範囲から自己株式が除かれるとともに、従前の利益積立金額の減少に加え資本金等の額の減少を認識させることとなった。関係する主な改正は次のとおりである。

(1) 資本の部の整備

会社法において、従来の資本や発行価額という概念がなくなり、資本金という表現がされたことなどを受け、法人税法の資本の部の改正においては、従来の資本と資本積立金額との合計概念としての「資本金等の金額」が「法人が株主等から出資を受けた金額」と定義され、その細目が政令委任された。また、同様に「利益積立金額」も「法人の所得の金額で留保している金額」と定義され、その細目が政令委任され、法人設立後の累積的な概念であることが明確にされた⁽⁵¹⁾。

(2) 自己株式を取得した場合の取扱い

有価証券の定義規定の改正が行われ、その範囲から「自己が有する自己の株式又は出資」が除かれることとなった。この改正により、発行法人が自己株式を取得した場合には、その取得時において、従前のような有価証券としての資産計上を要せず、資本金等の額を減算することとなった。金庫株の解禁に対応した改正以来、自己株式を取得及び処分の場合で資本等取引に準じて取り扱うこととされ、保有の場面では資産として取り扱うという二面性を有していたが、この改正により取得及び処分の場合との整合性が図られることとなった⁽⁵²⁾。

(3) 配当等の額の範囲についての改正

会社法の制定により、株式会社の株主に対する会社財産の払戻しについては、従前の利益の配当及び中間配当は利益剰余金を原資とする「剰余金の配当」と、株式の消却を伴わない資本の減少は資本金の資本剰余金への振替え及び資本剰余金を原資とする「剰余金の配当」と整理されたことを踏まえ、従前のような手続ではなく、払戻し原資に着目することとし、払

(51) 青木ほか・前掲注(6)242頁。

(52) 青木ほか・前掲注(6)248頁。

戻し原資が利益剰余金のみである場合には利益部分の払戻し（通常の配当規定の適用。法税法 23）とし、払戻し原資に利益剰余金の他に資本剰余金も含まれている場合には、それ以外の払戻し（資本部分と利益部分の払戻しとして、みなし配当規定の適用。法税法 24）として規律することとされた⁽⁵³⁾。すなわち、剰余金の配当のうち、「資本剰余金の額の減少を伴わないもの」は通常受取配当等とされ、「資本剰余金の額の減少を伴うもの」はみなし配当とされ、それぞれが区分されることになったものである⁽⁵⁴⁾。

（４）みなし配当の事由と種類資本金額の改正

上記（３）の資本剰余金の額の減少に伴う剰余金の配当（分割型分割によるものを除く。）がみなし配当の基因となる事由に加えられる一方において、株式の強制消却の廃止に伴い、株式の消却がその事由から除かれたほか、みなし配当の基因となる事由につき所要の整備が行われた。また、自己株式の取得等を行った法人が 2 以上の種類の株式を発行する法人であった場合において、そのみなし配当の額の計算上その株式に対応する部分の資本金等の額は、その法人の株式の種類ごとに区分された資本金等の額を基礎として計算することとされた。

第 2 節 自己株式のみなし配当に関するその他の問題

1 みなし配当の基本的な性格

（１）みなし配当課税の趣旨

会社法において、前節 4（３）でも記したとおり、旧商法における利益の配当、中間配当及び株式の消却を伴わない有償減資の制度が「剰余金の配当」に統合されたことを踏まえ、受取配当等の範囲について概念整理がさ

(53) 青木ほか・前掲注(6)262頁。

(54) この点について、岡村忠生「法人課税の基本問題と会社法制—資金拘束とインセンティブ—」税法学 559 号 92 頁～98 頁(2008)において問題点が指摘されている。

れたが、法人税と所得税との二重課税排除の調整を目的として法人株主の受取配当についての税負担の調整を行うことを目的とした制度の趣旨自体は従前と変わらないと考えられる。また、その制度を補完しているみなし配当課税の趣旨も同様であると考えられる⁽⁵⁵⁾。

みなし配当課税の趣旨としては、経済的・実質的に受取配当等と認められるものについては、課税上、配当とみなして取り扱われるものである⁽⁵⁶⁾。

(2) 配当に関する税制の目的

ところで、配当に関する税制の在り方として、その税制の目的が法人税と所得税の二重課税排除の調整にあると考えるのであれば、その調整の対象となる配当の性格付けを整理する必要がある。すなわち、本来的には二重課税の前提となる法人税が課されたものが配当であり、その性格を有するものが配当税制の対象となるべきものであると考えられる。法人税が課された後の利益積立金額（なお、税法上の利益積立金額には、法人税が課されていないものも含まれることから、いうなれば法人税法というスクリーンを通過した利益積立金額である。）があるからこそ、それが株主段階に分配される際に、個人株主への配当であれば、配当控除の対象とされ、

(55) 従前「利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす」という規定振りが、受取配当等の概念整理の結果、改正後は「前条第1項第1号に掲げる金額とみなす」という規定振りになっているが、その取扱いの内容は変わらないものと考えられる。

(56) 注解法人税法研究会「注解法人税法=5」武田昌輔主編/会計ジャーナル 1972年4月号 137頁(1972)では、「法人がその利益を留保し、利益積立金とした後において、利益の配当等としてではなく、合併等の際し合併交付金等として法人株主に配分し、帰属させることがある。このような場合には、利益を直接配当とした場合と同様、その受取額に対する法人税課税を回避しないと法人間の二重課税等の問題が生ずる。そこで、利益の配当等ではないが経済的にはそれと同一と考えられる場合、つまり利益積立金額に相当する部分を具体的に株主等に帰属させた場合には、その部分を配当等とみなして、益金不算入としようとするものである」と説明されている。また、武田昌輔「利益又は剰余金の分配」日税研論集 29巻『資本等取引』189頁(1994)では、「実質的に配当と認められるものについて、課税上、みなし配当として取り扱われる」と説明されている。

法人間配当であれば益金不算入措置が講じられる必要があるものと考えられる。

この配当に関する税制上の課税関係を整理すれば、通常の配当に関する流れであれば、①発行会社の事業活動を通じて得た「損益計算書」上の所得(100)が存在し、②その法人段階の所得に対して法人税等が課税(40)され、③その後の「課税済の利益積立金額」(60)が「貸借対照表」に計上され、④その「課税済の利益積立金額」が株主等に対して「剰余金」(60)として分配された際に、原則として、個人株主段階であれば、税額控除としての配当控除制度による調整機能が働き、個人株主との中間段階に位置付けられている法人株主段階であれば、益金不算入制度による調整機能が働くこととなるのであろうと考えられる。

このことからすれば、その二重課税排除の調整を受けられる配当と同一視されるみなし配当は、配当控除制度及び受取配当等の益金不算入制度の適用を受ける配当と、経済的にも、実質的にも同一であることが必要であらう。

(3) 資本の払戻し部分とみなし配当部分

みなし配当となる金額の算出過程をみると、発行法人の「自己株式の取得」により金銭等の資産の交付を受けた場合には、その交付を受けた資産の価額が発行法人における資本金等の額のうち株式に対応する部分の金額を超える場合には、その超える部分の金額は、みなし配当課税を受けることになるとともに、発行法人はそのみなし配当に相当する金額の合計額を利益積立金額から減算することとされている。

この資本の払戻し部分とはまさしく「原始的な株主」が投資した当初の払込金に相当するものであり、それを元手に事業活動で稼得した法人所得に対して法人税が課されるからこそ、法人所得を原資にした配当には配当課税をするが、資本の払戻し部分には配当課税を行わないものである。

2 自己株式のみなし配当に関するその他の問題

自己株式のみなし配当課税については、本稿第1章第3節3で取り上げた「課税の繰延べ要件とみなし配当課税等に関する問題」以外にも、上記1で整理したみなし配当の基本的な性格に端を発したその他の潜脱的な問題が生じている。例えば、次のような問題も生じていると考えられ、それがタックスメリットといわれるゆえんとなっている。

(1) 会計上の収益を上回るみなし配当収入に関する問題

みなし配当が生ずる株式は必ずしも「原始的な株主」が対象となるわけではない。例えば、会社設立時において原始的な個人株主が払い込んだ資本(5,000)を元手にして、事業活動により生じた所得(10,000)が発生し、法人税(4,000)が課税され、課税済の利益積立金額(6,000)が存在する場合を前提とする。

この場合、理論的に、株式の時価総額は11,000(5,000+6,000)になり、仮に、発行法人が、その発行済株式の1割を自己株式として取得した場合、本来であれば、取得対価(1,100)のうち、原始的な個人株主に資本の払戻し部分として500が生ずるとともに、みなし配当部分として600が生ずることになる(下記a)。

しかしながら、原始的な個人株主と他の法人との利害が一致して、自己株式の取得前に株式を譲渡した場合に、個人株主は将来の配当所得を譲渡所得に振り換え、譲受法人は受取配当の益金不算入規定の適用により、会計上の損益と連動しない課税所得上の損失の創出が可能となる(下記b)。また、みなし配当は、あくまでも収入というプラスの概念で「損」の概念がないとともに、配当課税回避行為の防止策である短期所有株式の配当除外規定も適用されない。

a 原始的な個人株主(法人株主)の場合

現	金	1,100	/	株	式	500
						みなし配当 600

※ 会計的な利益として600が計上される。

- b 原始的な個人株主から他の法人が直前に時価で取得した場合

【個人株主】

現	金	1,100	/	株	式	500
						譲渡益 600

※ 自己株式のみなし配当が認識される前に他の株主に譲渡すれば、配当所得から譲渡所得に転換される。

【譲受法人の譲受時の仕訳】

株	式	1,100	/	現	金	1,100
---	---	-------	---	---	---	-------

【自己株式取得時の法人株主の税務上の仕訳】

現	金	1,100	/	株	式	1,100
						みなし配当 600
		譲渡損 600				

※ 会計的な利益はプラスマイナス 0 円に対し、受取配当の益金不算入額 600 が計上できることから、税務上の損失が生ずる。

(2) マイナスの利益積立金額に関する問題

株式の時価総額は、資産の含み益などの様々な要素で構成され、その対象となる企業価値が具現されたものであることから、みなし配当として二重課税排除の調整の前提となる「税法上の利益積立金額」⁽⁵⁷⁾が発行会社において必ずしも存在するものではなく、場合によっては、マイナスの利益積立金額⁽⁵⁸⁾が生ずる発行会社も出現し得る。例えば、会社設立時において原始的株主が払い込んだ資本(5,000)を元手にして、事業活動のより生じた所得(0)が発生していないが、資産のキャピタル・ゲイン(10,000)が存在す

(57) 自己株式の取得価額から取得資本金額を差し引いて算定されるみなし配当額には、課税済留保利益、含み損益及びのれん部分が含まれ、厳密なみなし配当額を算定することは不可能である旨の説明がされているものとして、鈴木一水「自己株式の会計と税務」税研 23 巻 4 号 54 頁(2008)参照。

(58) 関連するマイナスの資本金等の額の問題は、みなし配当が実際に交付を受けた金銭等の額を超えて生ずるというものであり、理論的には、1株当たり 230,000 円の交付を受けただけにすぎない場合にも、仮に、マイナスの資本金等の額が1株当たり 100,000 円あったときには、みなし配当が 330,000 円と計算される。この問題については平成 19 年度税制改正により解消されている。

る場合を前提とする。

この場合、理論的に、株式の時価総額は 15,000 (5,000+10,000) になり、仮に、発行法人が、その発行済株式の 1 割を自己株式として取得した場合、本来であれば、取得対価 (1,500) のうち、原始的な株主に資本の払戻し部分として 500 が生ずるとともに、みなし配当部分として 1,000 が生ずることになる。

しかしながら、この発行会社の株式を原始的な株主から譲り受けて、支配的に取得している親会社や買収目的途上にある法人株主がいた場合に、自らの現段階における利益調整を意図して、子会社や買収目的会社である発行法人の未実現利益をみなし配当として享受することも考えられる。発行法人の含み益に対して将来の法人税が課税されるかもしれないが、現段階において、あえて発行法人にマイナスの利益積立金額の計上をさせて、それを原資として特定の株主に対して交付された金銭等の額を配当とみなしてまで、税法上、受取配当等の益金不算入及び配当控除の適用を受けさせるものなのか疑問の生ずるところである。

第3章 配当課税制度等の沿革

自己株式の取得時におけるみなし配当課税に端を発した問題について、前章までにおいて総括的に記してきたが、本章においては、配当課税制度等について我が国税制における歴史的な流れを考察しつつ、みなし配当課税の構造を分析することにより、個人課税及び法人課税に関連してみなし配当課税がどのような位置付けにあるかを考察することとしたい。

第1節 配当二重課税排除の調整の歴史等

法人税は、明治32年の法人所得課税の導入以来、その課税根拠についての議論が行われつつ、数次の改正が行われてきている。また、本研究の発端となったみなし配当の範囲及び金額についても、所得税において、大正9年に、減資等による払戻金の額のうち払込済金額等を超える部分が配当とみなされて以来、数次の改正が行われてきている。法人税においても、昭和25年に、受取配当が益金不算入となったことに伴って導入されて以来、数次の改正が行われてきている。特筆すべきは、平成13年度の組織再編税制導入時には、帳簿価額基準（昭和43年に取得価額基準から改正されたもの）が、所得税と同様、交付原資額基準に改正されたことである。みなし配当課税は、本来の配当課税を補完するものであると考えられるが、本研究の考察の過程においても、その変遷を辿り、その範囲及び金額を考察する必要があることはいうまでもない。

次ににおいては、配当の二重課税排除の調整がどのようにされてきたかの観点からその調整の歴史とともに、併せてみなし配当課税の改正経緯を概観する⁽⁵⁹⁾。

(59) 概観するに当たっての年代区分は、品川芳宣「法人税性格論の史的考察—配当二重課税論議から事業体課税論議までの軌跡—」税大ジャーナル 7号 28頁～38頁(2008)を参考とした。

1 シャープ税制までの配当税制の変遷

(1) 所得税の創設（明治20年～明治31年）

明治20年に、所得税の創設⁽⁶⁰⁾と同時に、法人から受け取る配当に対して個人株主段階のみにおいて所得税が課税された。なお、法人段階における所得に対しては、検討の対象とはされたが、課税されなかった。

(2) 法人所得課税の開始と受取配当の非課税（明治31年～大正8年）

イ 明治32年

明治32年に、創設以来改正がされていなかった所得税法の根本的な改正⁽⁶¹⁾により、所得税の課税対象となる所得の種類を3種に区分し、第1種所得税として法人段階において所得税が課税されることとなった。また、法人から受け取る配当に対しては株主段階においては所得から控除することされたこと⁽⁶²⁾から、個人段階の所得税の前取り・源泉徴収的な位置付けとなった⁽⁶³⁾。

ロ 明治38年

明治38年に、昭和37年に勃発した日露戦争の費用調達のために創設された非常特別税法が改正され、法人が甲種（株主21人以上の株式会

(60) 制度創設の趣旨について、明里長太郎『税務と会社經理』9頁～10頁（産業經理協会、1948）では、「所得税の創設された当時は、租税といえば地租が主たるものであったが、地租はいわゆる物税であって、ただ物量的に土地そのものを課税の対象とするものであるから、一般的に各人の負担力に応ずる、いわゆる応能原則による公平な課税ということは、地租中心の租税制度では到底望むべくもない。そこで、新たに所得税を創設して、各種の所得源から生ずる各人の所得を捕捉して一括課税することによって、租税負担の均衡を図るとともに、膨張する国家財政の需要に応ずることとし、我が国租税制度上割期的な制度が設けられた」と説明されている。

(61) 明里・前掲注(60)10頁。

(62) 明里・前掲注(60)11頁では、「当時の法人企業の状況等からしては、各所得間の重複課税をなすことは、適当でないという見地から、これを避けていたのである」と説明されている。

(63) 市丸吉左エ門『法人税の實務』8頁（税務經理協会、1950）では、「明治32年に至り始めて法人の所得に対して所得税が課税されることとなった。しかしこのときはその代り個人が法人から受ける配当に対しては所得税を課税されないこととなったので、法人の所得税は個人課税の源泉課税的意味を有していた」と説明されている。

社、株主及び社員の数 21 以上の株式合資会社）と乙種（甲種以外の法人）とに区分され、甲種には比例税率による課税が、乙種には累進税率による課税が、それぞれ行われた⁽⁶⁴⁾。

ハ 大正 2 年

大正 2 年に、甲種及び乙種の区分が所得税法の改正に織り込まれたが、第 1 種所得税の課税形態はそのまま存置されたままであった。なお、甲種及び乙種を廃止し、法人を独立の課税主体とすべきであるとの検討もなされた⁽⁶⁵⁾。

(3) 法人所得課税の区分と受取配当の一部課税（大正 9 年～昭和 14 年）

イ 大正 9 年

大正 9 年に、法人を独立した課税主体⁽⁶⁶⁾⁽⁶⁷⁾と考え、従来の個人の配当の源泉徴収方式から総合所得課税に改められた。法人段階における法人所得自体に対する課税については、甲種及び乙種という法人の種類が廃止され、法人の種類の如何を問わず、第 1 種所得である法人の所得を甲（資本金額基準の超過所得）、乙（留保所得）、丙（配当所得）、丁（清算所得）及び戊（施行地外法人の所得）の 5 種類に区分して課税が行わ

(64) 明里・前掲注(60)12頁。

(65) 明里・前掲注(60)13頁では、「しかし、この当時においても、第一種所得の甲乙の区分を廃止し、法人を独立の課税主体と認め、法人の所得には低率の課税をなすとともに、法人が第一種所得税を課せられた利益を配当した場合は、その支払をうけた法人又は個人に対し、更に第一種又は第三種として課税すべきであるという意見が提出されていたことは、現行の租税制度から見て大いに注目すべき点である」と説明されている。

(66) 明里・前掲注(60)15頁では、「この改正によっていよいよ法人を独立の課税主体と認め、法人には、法人としての課税を行い、法人の支払った配当金に対しては、更に個人の所得に総合して課税することとしたのである。即ちこの改正は、我が国の所得税制度上特筆すべきものであって、これによって今日の法人に対する課税制度の基礎を確立したものである」と説明されている。

(67) 市丸・前掲注(63)9頁では、「大正 9 年に至り法人を初めて純然たる独立の課税主体と認め、法人の所得には法人として課税し、法人の利益の分配たる配当に対しては更に個人の所得として課税することになったことは、わが国税制史上特筆すべき改正であった」と説明されている。

れた。一方において、法人から受け取る丙（配当所得）に対しては、個人株主段階において配当所得の4割を控除しつつも第3種所得として累進課税が行われることとなり、その受取配当に対する二重課税排除の調整が始まった。同時に、法人株主段階においても、従来他の法人から受け取った配当については、益金から控除することとされていたが、課税対象とされた。

なお、法人段階における解散、合併の場合の清算所得に対する課税が始まったが、対象となる清算所得は、当時、いわゆる「評価益部分」と「積立金部分」のうち前者のみを対象とするものであった。

【みなし配当課税】

当時、一時的に発生する所得である譲渡所得が非課税となっていたが、上記のとおり、個人株主段階における配当所得にも課税が行われることとなったことに伴い、減資等による払戻金に対しては、その払戻しの機会を捉えて、その払戻金の額が株式の払込済金額又は出資金額を超過する場合に、その超過金額を配当とみなして課税するという仕組み（すなわち、受取配当としての二重課税排除の調整が適用される。）が採られた。これは、税制全体を通してのみなし配当課税の始まりである。

なお、上記のとおり、法人段階における解散、合併の場合の清算所得に対する課税が始まったが、個人株主段階において何らの調整措置も講じられていない。これは、当時、個人株主段階において受け取る清算分配金が配当所得というよりは一時的な所得と解釈され非課税となっていたためであり⁽⁶⁸⁾、減資等による払戻金と同様なみなし配当課税もその対象とされる余地はなかったと考えられる。

(68) 柿谷昭男「注解所得税法=12」植松守雄編/会計ジャーナル 1976年4月号90頁(1976)では、「大正9年改正では『評価益部分』についてのみ清算所得課税が行われたのに清算金分配金に対する課税はなかった。これは当時清算分配金は配当所得というより一時的所得と考えて非課税とする在来の解釈が踏襲されていた結果である」と説明されている。

ロ 大正 15 年

大正 15 年に、法人段階における所得区分が変更され、従来の乙（留保所得）及び丙（配当所得）が廃止され、法人の種類を問わず、その所得を甲（普通所得）、乙（超過所得）、丙（清算所得）の 3 種類となった。また、第 1 種所得税（法人所得）と第 2 種所得税（公社債の利子所得）との重複を避けるため、法人の納付した第 2 種所得税が第 1 種所得税から控除されることとなった。

また、法人段階における清算所得課税の課税対象となる清算所得の改正が行われ、その清算所得の額は残余財産等の価額が解散当時の株式の払込済金額又は出資金額を超過する場合のその超過金額とされた。これにより、従来の評価益部分に対する課税のほか、積立金部分に対しても、評価益部分とは異なる低税率での清算所得課税が行われることとされた（第 1 次低率課税の開始）。

【みなし配当課税】

なお、上記のとおり、個人株主段階における清算分配金に対する課税は非課税のままであったことから、この法人段階における第 1 種所得税としての積立金部分への低税率課税は、裏返せば、本来、個人所得税として独立課税する部分に対しての課税がない代わりに、その源泉段階における代替課税の性格が付与されたものと考えられよう⁽⁶⁹⁾。清算分配金に対するみなし配当課税は、その変遷を辿ると「積立金部分」に対する清算所得課税と密接な関連にあると考えられるのは、この積立金部分への低税率課税が開始されてからである。

ニ 昭和 12 年

昭和 12 年に、個人株主段階における受取配当の所得控除割合は、4 割

(69) 柿谷・前掲注(68)90 頁では、『評価益部分』のほか『利益積立金部分』に対しても清算所得に対する法人税が課された場合には、清算分配金に対する所得税の課税は行われぬ。いうまでもなく清算所得がその代替的課税の意味をもっていたからである」と説明されている。

から2割に引き下げられた。

(4) 法人に対する独立課税（昭和15年～昭和24年）

イ 昭和15年

昭和15年に、第1種所得が所得税法から分離され、昭和12年に創設されていた法人資本税と統合されて法人税法として独立して制定された⁽⁷⁰⁾。法人に対しては、各事業年度の所得、清算所得及び各事業年度の資本に対する課税とされるとともに、法人税及び臨時利得税を所得の計算上損金に算入しないこととされるほか、欠損金の3年間の繰越控除が認められた⁽⁷¹⁾。

また、所得税については分類所得税と総合所得税の2本建てとし、個人株主段階における受取配当に対してはその1割相当額（所得控除割合が従前の2割から引き下げられた。）の概算控除を行い、分類所得税の課税対象とされ、源泉徴収による課税が行われた。ただし、選択により総合所得税の課税を同時に受ける場合には、負債利子の実額控除が適用され、分類所得税における1割概算控除の適用は認めないこととされた。

なお、法人税として創設された清算所得課税は、「評価益部分」のみに課税することとされ、「積立金部分」に対する低税率課税は廃止された。

【みなし配当課税】

法人税として創設された清算所得課税と同時に、個人株主段階における清算分配金に対するみなし配当課税が始まった。すなわち、解散による分配金又は合併交付金の額が株式の払込済金額又は出資金額を超える場合の、その超過金額を配当とみなして、所得税が課税されることとなった。これにより、法人段階では法人の所得（評価益部分を含む。）

(70) 法人税法の創設について、明里・前掲注(60)22頁～23頁では、「負担の均衡及び普遍化を図り、税制に弾力性を付与するとともにこれが簡素化を期するため直接国税の体系を根本的に改組し、所得税については分類所得税及び総合所得税の二本建てとし、法人については法人所得の性質に顧み別途課税することとし、第一種所得税及び法人資本税を統合して法人税を創設したのである」と説明されている。

(71) 明里・前掲注(60)23頁。

に対して法人税が一旦課税された上、別途、個人株主段階ではみなし配当として独立の課税がなされるということとなった。法人・個人株主における原則二重課税の税制という性格が鮮明となったものと考えられる。

ところで、大正9年に開始されたみなし配当課税は、一般の利益配当と同様に通常の所得として課税されていた。その後、昭和15年の分類所得税と総合所得税のうち、超過累進税率の総合所得税の課税に当たって、みなし配当は一般の利益配当と異なり、長年にわたる利益の蓄積であるとみられるところから、他の所得と区分して5分5乗方式で課税する方式が採用された。

ロ 昭和19年

昭和19年に、個人株主段階における受取配当の1割概算控除の制度が廃止され、法人・個人株主における受取配当としての二重課税排除の調整が行われなくなった。

ハ 昭和20年

昭和20年に、法人段階における清算所得課税は昭和15年の改正前の制度に戻され、評価益部分に対する課税のほか、積立金部分に対する課税（低税率課税）も復活された（第2次低率課税の開始）。

【みなし配当課税】

清算所得課税方式の復活に伴い、個人株主段階における清算分配金に対するみなし配当課税についても、法人課税に統合して課税する趣旨の下、廃止された⁽⁷²⁾。

ところで、昭和15年にみなし配当課税に採用された5分5乗方式は、

(72) 大蔵省主税局調査課『所得税・法人税制度史草稿』106頁(1955)では、「解釈上矛盾もあり徴税上の困難という点もあって昭和20年以後所得税としての課税を廃止し、法人の清算所得に対する法人税及び特別法人の清算剰余金に対する特別法人税に統合して課税することとした。つまり昭和15年改正前の制度に引き戻されたわけである」と説明されている。

昭和 20 年に、その収入金額の 10 分 5 に相当する金額から一定の金額を控除した金額を所得金額として他の所得と合算する方式に改められた。

ニ 昭和 22 年

昭和 22 年に、所得税の全文改正が行われ、分類所得税及び総合所得税の 2 分類課税から超過累進課税への統一が行われた⁽⁷³⁾ことから、配当所得に対して負債利子を控除する課税が行われたが、源泉徴収制度は維持された。

【みなし配当課税】

昭和 21 年の改正で一般の譲渡所得が課税対象とされ、翌昭和 22 年の改正で有価証券の譲渡益も一般の譲渡所得と同様に課税されるようになった。これに伴い、個人株主段階における配当所得と譲渡所得との区分調整のため、減資等による払戻金に対するみなし配当の金額を計算する際の基準であった「株式の払込済金額又は出資金額」が「株式等の取得価額」に改正された。すなわち、金銭等を交付する法人側ではなく、その交付を受ける個人株主側の株式等の取得価額を基準として譲渡所得と配当所得との収入認識がなされることとなったものである⁽⁷⁴⁾。

ホ 昭和 23 年

昭和 23 年に、個人株主段階において受け取る配当について、株式に対

(73) この点について、明里・前掲注(60)25頁では、「一定額以上の所得を有する個人に対しては、その負担力に応じて適当な課税を行う趣旨の下に、あらゆる所得を総合し累進税率により課税することとし、その課税所得を当年の所得により計算し、納税者が申告により、自ら税額を計算して自ら納税するいわゆる申告納税の制度が採用されたのである」と説明されている。

(74) 柿谷・前掲注(68)90頁では、「たとえば甲が 50 円払込みにより取得した株式を乙に 70 円で譲渡し（差額は甲の譲渡所得として課税）、乙がその株式について 100 円の払戻金を受けた場合、100 円と 70 円との差額をみなし配当として課税する仕組みである。この制度は所得金額をもつばら株主個人の所得計算というサイドからとらえ、その払戻金が法人経理のうえでどのような原資から成っているかは問題にしない。昭和 15 年以來いわゆる法人実在説的な立場に立ち“二重課税”調整のための配当控除等の制度もなかったことを考慮すると、払戻金の原資に応じて所得種類を区分するようなキメの細かい配慮は必要なかったのであろう」と説明されている。

する投資促進目的の観点から、所得控除制度ではなく税額控除制度としてその配当の額の15%相当額を税額控除することとされた⁽⁷⁵⁾が、結果として、受取配当の二重課税排除の調整が、従前の方式とは別の方式で復活した。

2 シャープ税制とその後の配当税制の変遷

(1) シャープ税制（昭和25年）

昭和24年のシャープ勧告に基づく昭和25年の改正により、税制全体の構造に対して大きな変革がもたらされた。その中で、法人税及び所得税の配当課税についても次のような改正が行われた。

イ 法人株主段階においては、その受け取る配当について益金不算入とする制度が創設された。……この結果、配当を分配する法人と資本関係が連なる法人株主段階において法人課税のパス・スルー化が行われる。

ロ 個人株主段階においては、その受け取る配当についてその税額控除率が15%から25%に引き上げられた。……この結果、法人から配当を受け取る個人株主側における所得課税の累進税率の適用如何にもよるが、法人段階での課税分を個人株主段階で税額控除という形で調整され得ることとなる。

ちなみに、理論的には、当時の所得税の最高税率である55%を前提とし、個人株主の受け取る配当所得がその最高税率の適用を受けるものと仮定すれば、法人段階において税率35%で課税された税額に相当する部分が、個人段階において税額控除の方法によって二重課税排除の調整が完全に行われ得ることとなる。

この改正によって、法人税は所得税の前取りのものと位置付けされる

(75) 配当所得に対する税額軽減措置について、大蔵省主税局調査課・前掲注(72)208頁～209頁では、「株式投資を有利にして、これに対する一般の関心を高め、その民主化を促進するため」と説明されている。

こととなっているが⁽⁷⁶⁾、その根底として個人所得税と法人税との関係において譲渡所得の課税が前提であった⁽⁷⁷⁾。また、法人組織は最終的には個人株主の集合体という法人擬制説的な立場を採った改正ともいわれている。このような立場からは、法人が解散し、残余財産を分配する段階になってまで所得税の源泉課税的な性格を持つ法人税を課する必要はなく、株主が清算分配金を受けた段階で個人の所得として課税すれば十分とする考え方⁽⁷⁸⁾によって、従来の法人に対する清算所得課税自体が廃止された（清算中は各事業年度の所得に対する法人税も課さない。）⁽⁷⁹⁾。

なお、個人株主段階までの所得の分配が遅れた場合の調整措置として、法人段階における留保所得が個人株主に分配されるまでの利子相当額を法

-
- (76) 法人税の改正について、市丸・前掲注(63)18頁では、「今回の改正で最も著しい改革は、従来の税制における法人独立課税主体説を改め、法人個人を一体とし、個人源泉課税説を採られたことである。この結果、(1)積立金に対する法人税が創設され、(2)超過所得に対する法人税が廃止され、(3)清算所得に対する法人税が廃止された」と説明されている。
- (77) シャウブ使節團『日本税制報告書 [巻 I]』91頁（大蔵省主税局、1949）では、「個人所得税及び法人税に対するわれわれの勧告は、譲渡所得の全額課税、譲渡損失の全額免除ということに基いている。もし譲渡所得及び損失の全額制が取り入れられないとしたら、われわれは法人税の軽減をはるかに縮小し、法人からうけるあらゆる種類の分配所得に対する所得税の取扱をはるかに峻厳なものとするように勧告することになろうが、譲渡所得に対する上の改革を行う場合に比して、その制限を行ってみたいところで、はるかに不公平な税制となってしまうのである。譲渡所得の全額課税、譲渡損失の全額控除こそはわれわれの勧告の中でも最も強調されているところである」と勧告されている。
- (78) 柿谷・前掲注(68)90頁。
- (79) シャウブ使節團・前掲注(77)113頁では、「この清算に関する取扱は、公平な課税となるのであって、譲渡所得が、本報告書の他のところで勧告しているように完全に課税されるべきであるということを仮定するならば、脱税の余地は、大してなくなるであろう。このような所得に対して個人所得税を完全に免税している法人の清算所得に対する定率課税は、これが廃止されない限り甚だ煩雑な脱税に対して広い通路を開いていることを示すことになる。この法人税の構成全体は、譲渡所得が完全に個人に対して課税されるという前提に基礎を置いている点を再強調する必要がある」と勧告されている。

人に対して課する積立金課税が行われた⁽⁸⁰⁾。

【みなし配当課税】

減資等による払戻金に対するみなし配当課税について、その払戻金を原資に応じた所得種類に区分して課税するという考え方が採り入れられ、その払戻金の額が株式等の取得価額を超える場合には、その超過金額をさらに、法人の積立金額から成る部分に対応する金額とそれ以外の金額とに分け、前者の金額をみなし配当とし、後者の金額を譲渡所得として課税することとされた。したがって、法人株主段階においては前者の金額だけを対象として益金不算入とされることとなった⁽⁸¹⁾。

(80) シャープ使節團・前掲注(77)109頁では、「われわれの法人税改正案の第三の要素は、留保利益の蓄積額に対する利子附加税であって、これは、法人が利益の全部を配当として分配しないときのみ適用される。しかし、これは、いかなる意味においてもこのような蓄積に対する罰金でもなければまたなんら租税について考慮もない場合に蓄積されるであろう程度以上にこのような抑制する効果を有してはならない。むしろこのような附加税がなければ、個人たる株主に所得税があるため経済的理由から望ましい範囲を超えて法人内部に留保を増加しようとする積極的刺戟が生ずることとなる。提案された附加税は、株主に所得税が課税されるために利益を留保しようとするこの圧力と大体において平衡を保つことを目的とする」と勧告されている。

(81) シャープ使節團・前掲注(77)121頁では、「現在では法人が他の法人から受ける配当は、その配当を受けた法人の課税所得に含まれる。このことは、一法人が、他の法人の株式を所有する場合には、一つ以上の仲介的法人を経由することなく利益の配当が最終の個人たる株主に直接行われる場合よりもより重い税を課せられることを意味する。一般に子会社または持株会社を使用することもしくは法人が他の法人の株式を所有することに対して差別待遇をする理由は存しない。むしろ、このような仕組は、多くの場合、企業を運営するには最も合理的且つ効果的な組織形態である。特に国際貿易においては、外国における事務の処理を子会社を設けて行わしめることは多くの利点を有している。従ってこのような仕組に対する懲罰的課税は好ましくない。勿論ときとしては持株会社を積み重ねること、特に支配力を集中することは、好ましくない権力の集中化および複雑な相互関係を生ぜしめる場合もある。しかし、このような法人相互間の関係に対して一率に処罰的課税を行うことは、弊害を抑制するため賢明ないし効果的な方法とは考えられない。もし弊害を抑制しようとするならばより直接的でありまた選択された方法によるべきであり。従って、われわれは、法人の株式所有および法人相互間の配当の支払に対する特別の負担を出来るだけ除去すべき」と勧告されている。

また、法人に対する清算所得課税廃止の一方において、個人株主段階における清算分配金に対するみなし配当課税が復活し、解散による分配金及び合併交付金の額が株式等の取得価額を超える場合には、その超過金額のうち、法人の利益積立金額から成る部分に対応する金額とそれ以外の金額とに分け、前者の金額をみなし配当とし、後者の金額を譲渡所得として課税することとされた。

ところで、みなし配当額の算定の基準について、シャープ勧告においては、金銭等を交付する法人側の立場に立って、それを受け取る株主側の取得価額にかかわらず、清算分配金のうち留保所得に該当する部分を配当とみなし資本に該当する部分は株式の処分とすることを勧告⁽⁸²⁾していたが、その勧告を修正して⁽⁸³⁾、上記のように取得価額基準をも用いて算定するという形での改正が行われた⁽⁸⁴⁾。

-
- (82) シャープ使節團・前掲注(77)112頁では、「更に法人が清算したときに徴収されている税金は継続する必要はない。これに関する正当な取扱は、清算後の残余財産を二の部分すなわち留保所得に該当する部分と法人の資本に該当する部分とに区分することを必要とする。留保所得に該当する部分は、あらゆる点において配当として取扱わるべきである。すなわち全額が受領者の課税所得に包含され、その個人所得税に対する控除として25%の金額が認められるべきである。法人の資本に該当する部分は、株式処分の結果として取扱わるべきである。実現された価格と株式の取得費用との差額は、譲渡所得又は譲渡損失として取扱わるべきである。この税を実行あらしめるためには、留保所得がまず第一に株主に分配されたものとみなされるべきであろう。もちろん、配当の取扱いは、既に法人税を課せられた分配部分についてのみ認められるべきであろう」と勧告されている。
- (83) シャープ勧告の修正について、市丸・前掲注(63)17頁では、「政府は、この勧告を尊重して、わが国の国情に副うよう若干の補正を行い」と説明されている。
- (84) 原純夫「新法人税の性格」大蔵省、国税庁、地方自治庁監修『新税詳解』37頁～38頁(大蔵財務協会、1950)では、「清算直前又は清算中の法人の株式を取得し、これに対する清算分配金が取得価格に等しい場合には、損益なしとするのが妥当であるに拘わらず、清算分配金中配当とみなされる部分の金額については損失がたつという不都合があるのである。これらの場合においても、これらの法人について不当な軽減になると思われる反面、他の納税者において、これを償う課税が行われるのであるから、全体としては差し支えないのだという議論もあり得ると思うが、そこまで行くことは法人擬制説に余りに偏るものであり、株式が一個の価値物件として独立の資産たり得ることを忘れたものであることを考え、課税の具体的公平を維持

さらに、昭和 20 年に原則 2 分 1 課税方式とされたみなし配当は、その後「臨時配当所得」という区分の下で課税が行われていたが、昭和 25 年に、2 分 1 課税方式が廃止されるとともに、一般配当所得について 25% の配当税額控除が適用され負担軽減が図られたことから、「臨時配当所得」の区分も廃止され、一般の配当所得と同様に課税されるようになった。

(2) シャウプ税制のその後の修正（昭和 26 年～昭和 35 年）

イ 昭和 26 年

【みなし配当課税】

昭和 25 年の商法改正により、授権資本制度や無額面株式制度の採用をはじめとして、償還株式、株式配当、準備金の資本組入れに関する制度の導入等についての改正が行われた。

この改正商法の施行に伴い、昭和 26 年の税制改正において、個人又は法人が株式を保有している場合において、その株式の発行法人が法人税法 16 条に規定する積立金の全部又は一部を資本に組み入れたときは、その組み入れられた積立金のうちその有する株式に対応する部分の金額を配当とみなすこととされた。すなわち、法人税法の利益積立金額に対応する部分が一旦配当され、その後資本に組み入れたとみることとなった。

なお、法人段階から個人株主段階までの所得の分配が遅れた場合の調整措置として前年に設けられた積立金課税においては、積立金が資本に組み入れられた段階で利益の配当があったものとみなして受取配当課税を行うとともに、以後その資本に組み入れられた積立金については積立金課税を行わないこととされた。

ロ 昭和 28 年

昭和 28 年、個人の有価証券の譲渡益が原則非課税とされた⁽⁸⁵⁾ことに

するためにこれらの修正をあえてした」と説明されている。

(85) 掃部實「所得税法の一部改正について」税務弘報 1 巻 8 号 18 頁 (1953) では、「有価証券の譲渡所得については、その把握が實際上極めて困難な現状であってあえて

に伴い、個人株主段階において受け取る解散による分配金又は合併交付金の額に係る所得が非課税とされたことから、その解散による分配金及び合併交付金をみなし配当所得とみなし譲渡所得とに区分して課税していた従来の制度が廃止された。

また、法人段階における清算所得課税が、評価益部分に対する課税のほか、積立金額等の部分に対する課税（低税率課税）も復活された（第3次低率課税の開始）。これは、個人株主の受取段階での課税を行わないことに対する代替課税として位置付けられるようになったものである⁽⁸⁶⁾。

【みなし配当課税】

有価証券の譲渡益が原則非課税とされたことに伴い、解散による分配金及び合併交付金に対するみなし配当が非課税とされた⁽⁸⁷⁾。他方において、所得税法上の減資等による払戻金に対するみなし配当課税に当たっ

これを強行するときは株式等の流通を阻害するおそれがあるので、証券の民主化と資本蓄積の見地から、営利を目的として継続的に有価証券の売買を行っているいわゆる事業所得である場合を除き、すべて有価証券の譲渡による所得に対しては、所得税を課税しない」と解説されている。

- (86) 佐藤七郎「法人税法はどう改正されるか」税務弘報1巻8号31頁(1953)では、「株式の譲渡所得を完全に捕捉することは実際上困難な問題であってたまたま調査の結果判明した者或は真面目に申告した者のみが課税されて、却って公平を欠き批難される結果となりがちなため、今回個人の有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止することとなった。そこで、もし法人の清算中の利益に対し従来どおり法人税を課税しないこととすれば、その分について永久に課税洩れとなり税負担の権衡を失うこととなる。即ち、営業の全部を譲渡して解散した場合と解散後逐次財産を処分した場合と税負担において著しい差異が生ずることはその一例である」と解説されている。
- (87) 岩尾一編『所得税法 [I]』51頁(日本評論新社、1954)では、「法人の解散に因る残余財産の分配もしくは法人の合併に因って取得する所得も、これ(筆者注：みなし配当)と同様の性質を有するのであるが、これらの場合の利得については、おなじく昭和二八年八月の法人税法の改正により法人に対する清算所得として源泉において課税することとしたので、二重課税排除のため、所得税法としては、いっさい課税しないこととし、この旨を法六条(筆者注：非課税規定)において規定している」と説明されている。

て、「株式等の取得価額」という基準がなくなる⁽⁸⁸⁾とともに、みなし配当が「積立金額から成る部分に対応する金額」から構成されるもの（ポジティブ表現）となっていたものを、「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」という表現（ネガティブ表現）に改められることにより、含み益を原資として分配された払戻金部分に対してもみなし配当課税の対象とされることとなった。すなわち、個人株主にあつては、その払戻金の額が資本等の金額を超える場合に、その超過金額がみなし配当とされ、金銭等を交付する法人側のみなし配当相当額が金銭等を受け取る個人株主側においても配当としてみなすこととされたものである。

なお、所得税法上の源泉徴収制度もこれを受けた改正が行われ、みなし配当に対する源泉徴収制度が誕生した⁽⁸⁹⁾。

一方、法人税法上のみなし配当課税に当たっては、減資等による払戻金の額がその「株式等の取得価額」を超過する場合に、その超過金額のうち資本等の金額から成る部分以外の金額がみなし配当とされ、従来の積立金額だけでなく、含み益を原始として分配された払戻金部分に対してもみなし配当とされた。なお、所得税法とは異なり、法人株主にあつては、「株式等の取得価額」基準はそのままとされた。

この両者の改正により、所得税法と法人税法とのみなし配当の額の算

(88) 岩尾・前掲注(87)51頁では、「みなし配当については、従来は取得価額を基準とし、取得価額を超過する金額のうち、積立金額に対応する金額を配当とみなし、それ以外を譲渡所得としたのであるが、昭和二八年八月法律第一七三号の改正により有価証券の譲渡所得は課税されない（譲渡による損失も他の所得から控除しない）こととなったので、取得価額を基準とすることが合理性を失ったので、本条において資本金額を基準としてみなす配当を課税することとしたのである」と説明されている。

(89) 源泉課税についても、掃部實・前掲注(85)19頁では、「みなし配当については、従来みなし配当の計算が取得価額ベースで計算していたため、源泉課税をすることが困難であり、源泉徴収をしていなかったのであるが、今回は資本金額等をこえる部分について課税されることとなったため、源泉課税が容易に行われることとなり、源泉徴収を受けることとなった」と解説されている。

定方法に根本的な相違⁽⁹⁰⁾が生じ、株式等の帳簿価額が資本等の金額に相当する額を超える場合には、法人税法上のみなし配当は所得税法上のみなし配当に比べ少額となるが、これはみなし配当に譲渡損を吸収させたような形でみなし配当の益金不算入額が少なくなるとみることができると⁽⁹¹⁾。有価証券の譲渡所得が原則非課税とされたことの所得計算上のつじつまを合わせたとする見方もある⁽⁹²⁾。

これに対して、減資等による払戻金の中で積立金額から成る部分は既に法人税の課税された部分であり、その意味からは、むしろ所得税法の建前の方がむしろ理論的であるという考え方もあった。

なお、個人株主段階における解散による分配金及び合併交付金に対するみなし配当課税が廃止されたのは、上記のとおりであるが、法人に対する清算所得課税の復活の一方において、法人株主段階における調整措

(90) 法人と個人の異同について、武田昌輔「民商法と課税問題（八）一利益積立金額の資本組入れ」会計141巻4号579頁（1992）では、「何故に所得税と異なる計算方式を採用したのかは明らかでない。推定であるが、これは益金不算入をするための措置であり、取得価額を超える配当があった場合に、そのうち配当が何程あるとみるか問うことであって、譲渡損失を計上してまでみなし配当を多額に計上することは当初から考慮しなかったものと思われる。これに対して、所得税は配当所得という所得分類が存するところから、古くから、取得価額に関係なく利益積立金額相当額そのものをみなし配当とされたものと解する」と説明されている。

(91) 柿谷・前傾(68)88頁では、「法人税法の場合にはそのこえる部分相当額だけみなし配当金額が減殺されるのに対して、所得税法ではみなし配当の金額そのものはこのような株式等の取得価額と資本等の金額との関係によって影響を受けない。換言すると個人の場合は、この減殺される部分はみなし譲渡損失相当分となり、本来であればその譲渡損失の金額はみなし配当額と通算され、結局は法人の場合と同様みなし配当の金額を減額することになるはずであるが、有価証券の譲渡所得の非課税措置との関連で、その譲渡損失はないものとみなされる結果、両者の計算に差異が生じるものと理解することができよう」と説明されている。

(92) 柿谷・前傾(68)88頁では、「現行制度は有価証券の譲渡所得が原則的に非課税とされたことに伴ない、それまでの制度のようにいちいち株式等の取得価額と減資等による払戻金の額とを比較して譲渡所得ないしみなし配当の額を算出する方法をやめ、株式等の取得価額に関係なくみなし配当額を計算することとする一方で、課税上の問題を生じない譲渡所得（損失）の関係で所得計算上のつじつまを合わせているという見方もできよう」と説明されている。

置として、法人株主で受け取った解散による分配金及び合併交付金の中の積立金部分は本来みなし配当として受け取り、益金不算入されるべきものであることから、そのみなし配当相当額の概算控除の発想からその受取額の25%相当額の税額控除を認めることとされた⁽⁹³⁾。

ハ 昭和29年

法人段階から個人株主段階までの所得の分配が遅れた場合の調整措置として平成25年に設けられた積立金課税が廃止されて、同族会社に対する留保金課税が創設された。

ニ 昭和30年

昭和30年に、2年間の臨時措置として、個人株主の配当税額控除の控除率が25%から30%に引き上げられた。

【みなし配当課税】

昭和30年に、解散による残余財産の一部分配後における継続又は合併による消滅の場合のみなし配当課税が追加された。残余財産の分配が税務計算の充当順位でなされたものとみなした場合における分配後の資本金額及び資本積立金額の合計額が、清算中の法人が継続又は合併に際しこれらの金額として貸借対照表に計上している金額の合計額に不足するときは、その不足額に相当する金額のうち当該法人の株主が有する株式に対応する部分の金額を配当とみなすこととされたものである。

ホ 昭和32年

昭和32年に、個人株主の配当税額控除の控除率が30%から20%(課税所得金額が1,000万円を超える部分については10%)に引き下げられた。この二段階の控除率の採用等により、最高税率の適用される配当所得につ

(93) 佐藤・前掲注(86)35頁では、「数式的根基は、残余財産の分配に因り負担すべき個人の所得税を法人の段階で一律に百分の二十の税率をもって代替的に課税しているので、本来残余財産の分配として受くべき金額一〇〇円につき二〇円の法人税が課せられることになり現実に分配される金額は八〇円ということになる。そこで、その手取金額に対する代替課税された税金二〇円の割合を求めれば百分の二十五ということになる。」と解説されている。

いても、二重課税は完全には排除されなくなった。我が国の配当所得課税の制度は、この改正によってシャープ勧告の考え方から半ば離脱したと評されている⁽⁹⁴⁾。

へ 昭和 34 年

【みなし配当課税】

昭和 34 年に、当時、同族会社において資本の減少を伴わない利益をもって株式の消却を行う事例がみられたところであり、その実質は利益積立金額の資本組入れと同様であるという考え方の下、これに対応するために所要の規定の整備が行われた⁽⁹⁵⁾。

(3) 支払配当軽減の採用と法人税性格論の混乱（昭和 36 年～平成元年）

イ 昭和 36 年

昭和 36 年に、自己資本比率の低下を是正するため、支払配当軽減制度が導入された。具体的には、法人の支払配当に係る法人税率が軽減され

(94) 金子宏『租税法（第十三版）』242 頁（弘文堂、2008）。

(95) 規定の整備の理由について、国税庁『昭和 34 年改正税法のすべて』39 頁では、「株式の消却は、本来、資本減少のための手続きであって、株式の消却が行われた場合には、原則として資本が減少するのであるが、法人が利益をもって株式を消却する場合には、資本の減少が伴わない。この場合の株式の消却は、あたかも資本を一度減少し、しかる後に直ちに利益を資本に組み入れたのと実質的に何ら異なるところがない。すなわち、株式の消却の対象となった株式を有する株主については、その取得した金額のうち資本金相当部分を超える部分について配当の受益があったのと同様の結果になり、一方消却の対象とならなかった株式を有する株主については、株式の消却のために支出した金額のうち消却した株式に対応する資本金相当部分は、積立金を資本に組み入れた場合と同様、その株主のものとして確定したものとみることができる。しかるに、従来の制度においては、前者の場合についてはみなす配当所得として課税することとされながら、後者の場合については何らの課税規定が設けられていなかった。このため、最近一部の会社においては、(1)利益をもって消却に充てる結果、当然積立金の減少をきたし、それだけ留保所得に対する課税を回避することができること。(2)残存株主に対する配当所得課税を受けないままで資本を増加することができ、ひいては清算所得に対する課税もそれだけ軽減されること等に注目して、このような方法による株式の消却を行って、税負担の合法的な回避を図る事例が見受けられるようになった」と解説されている。

る一方において、個人株主の配当税額控除の控除率が20%から15%(課税所得金額が1,000万円を超える部分については10%から7.5%)に引き下げられるとともに、法人株主が受ける配当に関し、その受取配当が支払配当を超える場合のその超過部分の金額について、益金不算入割合が100%から75%に引き下げられた。

ロ 昭和39年

昭和39年に、支払配当軽減制度に係る法人税の軽減税率がさらに2%引き下げられた。

ハ 昭和42年

【みなし配当課税】

昭和42年に、法人段階の清算所得課税の対象となっていた評価益部分及び利益積立金額等に該当する部分のうち、利益積立金額の部分が、法人段階における清算段階の低率課税の対象から除外された。一方、個人株主段階においては、解散による分配金及び合併交付金の額が資本等の金額を超える場合に、その超過金額をみなし配当として課税することとされた⁽⁹⁶⁾。

これに関連して、個人株主段階においては、資本等の金額が株式等の取得価額を超える場合のその超える部分(すなわちキャピタル・ゲイン)については非課税とし、逆に資本等の金額が株式等の取得価額に満たない場合のその満たない部分(すなわちキャピタル・ロス)についてはこれをないものとみなすこととされた。また、法人株主段階においては、利益積立金額部分に係る清算所得課税がなくなったことから、昭和28年に創設されていた清算分配金の25%相当額の税額控除制度が廃止さ

(96) この点について、国税庁『昭和42年改正税法のすべて』94頁では、「その課税構造が複雑であるため一般に理解し難いという難点がありますほか、特に株主に対する所得税の代替部分については、法人の経営者の立場からみますと、法人自身の負担であると認識され易く、これが合併の支障となるという批判があり、また、概括的な比例税率であるため、所得税の総合累進税率の特長が害され、その負担が適正でないという意見もあります」と解説されている。

れた。

ニ 昭和 43 年

【みなし配当課税】

昭和 43 年に、法人株主のみなし配当の計算の基礎となる金額が「法人の株式（出資を含む。）を取得するために要した金額」から「法人の株式（出資を含む。）の帳簿価額」に改められた⁽⁹⁷⁾。

ホ 昭和 45 年

昭和 45 年に、所得税率の大幅な引下げに合わせて、個人株主の配当税額控除の控除率が 15%から 10%（課税所得金額が 1,000 万円を超える部分については 7.5%から 5%）に段階的に引き下げられた。

（4）支払配当軽減の廃止と事業体課税論へ（平成元年～現在）

イ 昭和 63 年 12 月改正

昭和 63 年 12 月に、法人株主の受取配当等の益金不算入制度に関し、特定株式等（株式保有割合 25%以上のもの）以外の株式等に係る配当について、その益金不算入割合が 100%から 80%に段階的に引き下げられた。

また、支払配当軽減制度について、2 年間の経過措置が設けられた上で廃止された。

【みなし配当課税】

昭和 63 年 12 月に、昭和 28 年以来原則非課税とされていた個人の有価証券の譲渡益に対する課税について、資産に対する課税の適正化、負担の公平確保等を図るという税制改革の一環として、原則課税へとその基本路線が転換された。課税方法としては、公開株式等については申告分離課税方式と源泉分離課税方式との選択制とし、非公開株式等について

(97) 吉国一郎『改正税法総覧』16 頁(財政経済弘報社、1968)では、「これは、合併、増資等があった場合の株式の付替え計算に当たって、取得価額を基礎として計算すると、過去の損益計算が取り戻されるので、かりに評価損が取り戻される場合には取得価額の変更といっても、実質上は評価益の計上を強制されることになり、また、その際に付記しておかなければならない備忘措置に手数を要する等の理由から改正されたものである」と解説されている。

は申告分離課税方式によることとされた。

その際、みなし配当額の算出方法については改正が行われなかったが、個人株主段階においては、減資等による払戻金又は清算分配金の額うち資本等の金額に相当する部分（みなし配当とされない部分）については、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされ、それが株式等の取得価額を超える場合にはその所得について申告分離の税率が適用され、逆に株式等の取得価額に満たない損失を生じた場合にはその損失は他の株式等に係る譲渡所得等の範囲でしか通算されないこととされた。

ロ 平成3年

【みなし配当課税】

平成3年に、株式会社に最低資本金制度が導入されたことを踏まえ、平成3年4月1日から平成8年3月31日までの間に、その資本金が最低資本金に満たない株式会社が利益又は準備金の資本組入れを行った場合において、一定の額に達するまでのみなし配当については源泉所得税を課さない特例措置が講じられた。ただし、この改正は、法人株主のみなし配当に対する法人税課税に何ら影響が生じないものである。

ハ 平成6年

【みなし配当課税】

平成6年に、次のような改正が行われている。

(イ) 有限会社に最低資本金制度が導入されたことを踏まえ、平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に、その資本金が最低資本金に満たない有限会社が利益又は準備金の資本組入れを行った場合において、一定の額に達するまでのみなし配当については源泉所得税を課さない特例措置が講じられた。

(ロ) 利益をもってする株式の消却が行われたことによりその消却した株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式（残存株式）に対応する部分の金額（みなし配当）については源泉所得税を課さない特例措置が講じられた。

以上は、いずれも、法人株主のみなし配当に対する法人税課税に何ら影響が生じないものである。

ニ 平成 7 年 11 月

【みなし配当課税】

平成 7 年 11 月に、上場会社等の利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当について、公開買付け等の一定の条件の下でみなし配当課税をしない特例措置が講じられた。

ホ 平成 10 年

【みなし配当課税】

平成 10 年に、上場会社等の資本準備金をもってする株式の消却の場合のみなし配当について、公開買付け等の一定の条件の下でみなし配当課税をしない特例措置が講じられた。

ヘ 平成 13 年

平成 13 年に、組織再編税制見直しに伴うみなし配当課税制度等の改正が行われた（詳細は、本稿第 2 章第 1 節 2 を参照）。

ト 平成 13 年 6 月

【みなし配当課税】

平成 13 年 6 月の商法改正に伴い自己株式を取得した場合のみなし配当課税制度の改正が行われた（詳細は、本稿第 2 章第 1 節 3 (3) を参照）。

チ 平成 14 年

【みなし配当課税】

平成 14 年に、平成 13 年 6 月の商法改正に伴った積み残し事項として自己株式を処分した場合のみなし配当課税制度の改正が行われた（詳細は、本稿第 2 章第 1 節 3 (4) を参照）。

リ 平成 14 年 7 月

平成 14 年 7 月に、法人株主の受取配当等の益金不算入制度について、連結法人株式等及び関係会社株式等のいずれにも該当しない株式等の益金不算入割合が 80% から 50% までに段階的に引き下げられた。

【みなし配当課税】

平成 14 年 7 月に、連結法人のみなし配当の計算における所有株式に対応する部分の金額は連結個別資本等の金額を基礎として行われることとされた。

ヌ 平成 18 年

【みなし配当課税】

平成 18 年に、会社法制定に伴うみなし配当課税制度の改正が行われた（詳細は、本稿第 2 章第 1 節 4 を参照）。

ル 平成 19 年

【みなし配当課税】

平成 19 年に、みなし配当の額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額の計算及びみなし配当が生ずる場合の発行法人側の資本金等の額及び利益積立金額の計算において、計算要素にゼロ以下の数値がある場合には計算不能となる場合もあるという問題点があり、この場合の計算方法について整備が行われた⁽⁹⁸⁾。具体的には、(イ)非適格分割型分割、(ロ)適格分割型分割、(ハ)資本の払戻し等及び(ニ)自己株式の取得等の場合において、①計算要素にゼロ又はマイナスの数値がある場合の計算規定が整備されたほか、②前期末の数値を用いた場合の前期末後の資本等取引に係る調整規定が整備された。

(98) 青木孝徳ほか『平成 19 年版改正税法のすべて』362 頁（大蔵財務協会、2007）では、「考え方としては、平成 18 年度改正で資本金等の額の意義が『法人が株主等から出資を受けた金額』（法 26）と明らかにされたことを踏まえ、株主等から出資を受ける行為でない場合には資本金等の額は増加させないこと、及び将来利益の払戻しはありうるが将来資本の払戻しはありえないことを基本に、交付資産の価額以上のみなし配当が生ずるなど不合理な計算結果とならないよう整備が行われたものです」と解説されている。

第2節 みなし配当課税の対象範囲

前節においては、配当二重課税排除の調整の歴史等を辿ってみたが、みなし配当課税の対象範囲については、法人税制の根幹と相俟って、数奇な運命を繰り返してきたようである。ここでは、特に、現行税制にも存続している減資等に係るみなし配当課税と解散等に係るみなし配当課税（清算所得課税を含む。）を例にとって、その課税の対象範囲の変遷を概観してみることにしたい。

1 沿革からみたみなし配当課税の対象範囲

(1) 減資等に係るみなし配当課税の対象範囲

- イ 大正9年に個人株主に対して、次のような額を対象として算出された。
 - ・ {払戻金－資本等の額(A)⁽⁹⁹⁾} = みなし配当の額
- ロ 昭和22年に個人株主に対して、次のような額を対象として算出された。
 - ・ {払戻金－株式等の取得価額(B)} = みなし配当の額
- ハ 昭和25年に個人株主・法人株主に対して、次のような額を対象として算出された。
 - ・ 積立金額(C)と {払戻金－株式等の取得価額(B)} のうちいずれか少ない金額 = みなし配当の額
- ニ 昭和28年に個人株主・法人株主に対して、次のような額を対象として算出された。
 - ① 個人株主
 - ・ {払戻金－資本等の額(A)} = みなし配当の額
 - ② 法人株主
 - ・ {払戻金－資本等の額(A)} と {払戻金－株式等の取得価額(B)} のうちいずれか少ない金額 = みなし配当の額

(99) 「資本等の額(A)」は正確な用語ではなく、現行税制における「資本金等の額」をイメージした簡略化した表現である。

ホ 昭和 43 年に個人株主(変更なし)・法人株主に対して、次のような額を対象として算出された。

① 個人株主

・ {払戻金－資本等の額(A)} = みなし配当の額

② 法人株主

・ {払戻金－資本等の額(A)} と {払戻金－株式等の帳簿価額(D)} のうちいずれか少ない金額 = みなし配当の額

へ 平成 13 年に個人株主(変更なし)・法人株主に対して、次のような額を対象として算出された。

・ {払戻金－資本等の額(A)} ⁽¹⁰⁰⁾ = みなし配当の額

(2) 解散等に係るみなし配当課税の対象範囲

イ 大正 9 年当時

- ・ 清算所得……「評価益部分」課税&「積立金部分」非課税
- ・ みなし配当……課税規定なし

ロ 大正 15 年当時

- ・ 清算所得……「評価益部分」課税&「積立金部分」低率課税
- ・ みなし配当……課税規定なし

ハ 昭和 15 年当時

- ・ 清算所得……「評価益部分」課税&「積立金部分」非課税
- ・ みなし配当……個人株主に対して、次のような額を対象として算出された。

{分配金－資本等の額(A)} = みなし配当の額

ニ 昭和 20 年当時

- ・ 清算所得……「評価益部分」課税&「積立金部分」低率課税

(100) 国税庁・前掲注(30)20 頁では、「改正に際して、新たな税法基準の考え方に沿った形でみなし配当の計算の基礎となる『その法人の資本等の金額のうち株式に対応する部分の金額』の計算方法の整備がされている」と解説されている。

- ・みなし配当……非課税

ホ 昭和 25 年当時

- ・清算所得……「評価益部分」非課税&「積立金部分」利子相当額課税
- ・みなし配当……個人株主・法人株主に対して、次のような額を対象として算出された。

積立金額(C)と {分配金－株式等の取得価額(B)} のうちいずれか少ない金額＝みなし配当の額

ヘ 昭和 28 年当時

- ・清算所得……「評価益部分」課税&「積立金部分」低率課税・利子相当額課税⁽¹⁰¹⁾
- ・みなし配当等……個人株主・法人株主に対して、次のような額を対象として算出された。

① 個人株主

- ・{分配金－資本等の額(A)} = 非課税の所得金額として規定⁽¹⁰²⁾

② 法人株主

- ・{払戻金－資本等の額(A)} と {分配金－株式等の取得価額(B)} のうちいずれか少ない金額＝みなし配当の額⁽¹⁰³⁾

ト 昭和 42 年当時

- ・清算所得……「評価益部分」課税&「積立金部分」非課税
- ・みなし配当等……個人株主・法人株主に対して、次のような額を対象として算出された。

① 個人株主

- ・{分配金－資本等の額(A)} = 非課税の所得金額として規定⁽¹⁰⁴⁾

② 法人株主

(101) 積立金部分に対する利子相当額の課税は、翌昭和 29 年の改正により廃止される。

(102) 資本等の額に満たない場合においても損失がないものとみなされる。

(103) このみなし配当の額に該当する金額の 25%相当額が法人税額から控除される。

(104) 資本等の額に満たない場合においても損失がないものとみなされる。

・ {払戻金－資本等の額(A)} と {分配金－株式等の取得価額(B)} のうちいずれか少ない金額＝みなし配当の額⁽¹⁰⁵⁾

チ 平成 13 年に個人株主(変更なし)・法人株主に対して、次のような額を対象として算出された。

・ {分配金－資本等の額(A)} ＝みなし配当の額

2 二重課税排除の調整を要する対象範囲

(1) 対象範囲の変遷

減資等に係るみなし配当課税の対象範囲の変遷をみると、株式の譲渡課税が非課税だった時期（大正 9 年から昭和 22 年まで及び昭和 28 年から昭和 63 年まで）は、少なくとも発行法人の「含み益」部分をも含めてみなし配当課税の対象範囲であったことが伺える。裏返せば、シャープ勧告に基づき、株式の譲渡課税を原則課税とした際に、その含み益部分をみなし配当から除き、法人税との二重課税が問題となる積立金部分だけを配当とみなす方式となっていると考えられる。

また、解散等に係るみなし配当課税の対象範囲の変遷をみると、清算所得課税創設当初の時期（大正 9 年から大正 15 年までの期間）を除き、「積立金部分」に対して課税しない時期(昭和 15 年から昭和 20 年までの期間、昭和 25 年から昭和 28 年までの期間及び昭和 42 年以降) は、みなし配当課税の対象範囲であったことが伺える。裏返せば、一旦法人税が課税された「積立金部分」に対してさらに清算所得課税を行うときには、個人株主段階では必ず非課税とされる方式となっていたと考えられる。

(2) 出し手基準と受け手基準

発行法人から株主に対して金銭等の資産が交付された場合において、その交付資産うちいずれの部分がみなし配当に該当するかについては、その発行法人側の交付原資に着目した「出し手基準」がまずは採用され、追加

(105) このみなし配当の額に該当する金額の 25%相当額が法人税額から控除される。

的に株主側の取得価額等に着目した「受け手基準」が導入されている。

すなわち、大正9年から昭和22年までの期間は「出し手基準」が採用され、昭和22年に「受け手基準」が並存され、昭和28年に個人株主に「受け手基準」が廃止され、追って、法人株主も平成13年に至り「受け手基準」が廃止されたところである。

(3) 発行法人の交付原資

発行法人から株主に対して金銭等の資産が交付された場合において、その交付資産うちいずれの部分がみなし配当に該当するかについては、その発行法人側の交付原資に着目した「出し手基準」を採用する上で、それが「積立金部分」なのか「含み益部分」なのかの異同が生じている。

すなわち、シャープ勧告に基づく昭和25年の税制改正から昭和28年までの期間は積立金部分だけを対象とするとともに、清算分配金については、積立金部分に着目した課税がなされているところである。

第4章 みなし配当に関する諸問題への対応

みなし配当課税に関する前章までの分析を踏まえ、本章においては、法人課税の意義等を前提に、みなし配当課税に関する諸問題への対応を考察することとしたい。

第1節 法人課税の意義等とみなし配当課税の性格

1 法人課税の意義等

(1) 法人課税の意義について

我が国の現行税制は、その事業体の団体的性格⁽¹⁰⁶⁾に着目しており、法人に対して法人課税が行われているほか、人格のない社団等や法人同様の事業を行う法人課税信託にも法人課税が行われている。

その法人課税を含めた課税形態について財産等の「帰属関係」面から整理すれば、直接的な財産等の帰属関係に着目したものが本来の法人課税及

(106) 立法当局者の見解として、小原昇「有限責任事業組合契約制度の課税上の取扱いについて」租税研究 674 号 12 頁(2005)では、「わが国の現行税制は、株式会社をはじめとして、有限会社、合資会社、合名会社などの法人格を有する法人に対して法人税を課税し、他方、法人格のない任意組合等については、組合では法人税を課税せずその構成員である組員段階で法人税又は所得税を課税すること（これをいわゆる『構成員課税』という。）から、一般的には、法人格の有無により形式的に納税義務者の判定を行っている」と理解されることもあるのではないと思われる。しかし、これを仔細に見ると単に法人格の有無のみにより判定を行っているのではないことが明らかとなる。資料3(18頁)は法人課税がされるものとそうでないものを一覽にしたものであるが、人格のない社団等については、成文法で法人格が与えられておらず、純粋な意味で法人でないにもかかわらず、法人税が課税されていることから、単に法人格の有無で切り分けしているのではないことがわかる」とし、結局、所得に対して課税するという所得税、法人税の考え方からは、事業に係る資産・負債が自己の持分に応じて個々の構成員に帰属しており、税務上、その事業の収益や損失を構成員に帰属させることが可能な実態が私法上備わっている場合は直接、構成員を納税義務者とし、事業体がより団体的性格を帯び、事業体に資産・負債を一次的には帰属させることが必要とされるような場合には、事業体段階で課税を行うという整理ができるのではなかろうかと思われる」と説明されている。

び組合課税（構成員課税）であり、直接的な財産等の帰属関係を度外視したものが信託課税（本来のパススルー課税と位置付けられるもの。すなわち、財産等の帰属主体である受託者に対する課税を行わないという意味でパススルーが行われている。）である。組合課税（構成員課税）とパススルー課税とが同一のものであるとの論調もあるが、財産等の帰属主体から見た考え方をもってすれば、両者に差異があるのは明らかであり、信託税制そのものが本来的なパススルー課税であると整理した方が良いと考えられる。

（2）法人課税との調整

現行法人課税の根底には、収益及び費用の私法上の実質的な帰属主体を納税義務者とする考え方⁽¹⁰⁷⁾があり、このような考え方に立脚して課されている法人税は、明治32年の法人所得課税の導入以来、その課税根拠についての議論が行われつつ、数次の改正が行われてきている。その中でも、本研究の対象となる配当税制の持つ本来の趣旨は、帰属主体に対して独立して課税する考え方式とは別の観点から、いわゆる二重課税を排除するための調整措置として、法人税と個人所得税の統合(integration)機能を有しているものであると考えられる⁽¹⁰⁸⁾。

法人課税に係る主要な税制の変遷をみると、個人所得税の法人段階における源泉課税の時代、納税主体としての独立課税の時代を経て、シャープ税制における法人擬制説的な立場に立った配当二重課税排除の調整措置が講じられたわけである。しかしながら、それ以後は、少しずつその立場から乖離し始め、その調整機能を有する支払配当軽減課税制度についても、本来の目的は企業の自己資本の充実という観点から政策的に導入されたもので

(107) 小原・前掲注(106)12頁では、「わが国税制においては、人格なき社団等や特定目的信託など法人同様の事業を行う信託に法人課税が行われているが、その背景にある収益及び費用の私法上の実質的な帰属主体を納税義務者とする考え方に照らし」と説明されている。

(108) 金子・前掲注(94)239頁～244頁、水野忠恒『租税法 [第3版]』291頁～302頁(有斐閣、2007)、岡村忠生『法人税法講義 [第3版]』9頁～13頁(2007)。

あり、やがて税制の抜本改革時においては廃止されているところである。世界的な税制の潮流にしても配当二重課税排除の調整は日本的な中間型となりつつあるようである⁽¹⁰⁹⁾。

このように、現行の配当税制は、例えば、個人の配当控除制度や法人の受取配当等の益金不算入制度において、個人株主の控除率及び法人株主の益金不算入割合が段階的に引き下げられてきており、これらの制度に配当二重課税排除としての調整機能は極めて希薄になり、法人税と所得税の二重課税排除という本来の趣旨は既に貫徹されず、制度としては担税力の調整等を前提とした政策税制としての色彩が濃くなっていると考えられる。もはや、法人が個人とは独立して社会的に影響力を持った存在と認識されてきていると考えられる。

2 みなし配当課税の性格面からの検討

(1) 所得区分の転換面からの検討

実現主義を原則としている現行所得税法は、資産たる株式を譲渡した時点⁽¹¹⁰⁾において、その譲渡によって生ずるキャピタル・ゲイン（もちろんのことながら、キャピタル・ロスをも含まれる。）が譲渡損益として認識される。この譲渡所得というカテゴリーは、その資産（ストック）の時価評価の困難性等によるものと考えられており、実現主義の最たるものであると考えられる。一方、資産たる株式を保有していることを前提に、その株式から生ずる果実（フロー）が配当所得として認識される。株式に関連し

(109) 金子宏「我が国税制の回顧と展望（第2回）法人税について」租税研究 687号 15頁～16頁（2007）。

(110) 最判昭和43年10月31日訟務月報14巻12号1442頁では、「譲渡所得に対する課税は、……資産の値上りによりその資産の所得者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものとして解すべきであり、売買交換等によりその資産の移転が対価の受入を伴うときは、右増加益は対価のうちに具体化される……対価を伴わない資産の移転においても、その資産につきすでに生じている増加益は、その移転当事の右資産の時価に照して具体的に把握できるものである」と判示されている。

て生ずる所得として、前者は発行会社と株主との関係の断絶に基づくものを意味し、後者は発行会社の株主たる地位に基づくものを意味しているともいえ、結果として、その所得区分の認識の違いにより課税面での重要な差異が存在することになる⁽¹¹¹⁾。

ところで、発行法人の株式が株主間で転々と流通し、譲渡前の株主段階で株式の譲渡損益として一旦課税が実現された株式について、次の株主段階で発行法人により自己株式として取得された場合に、現行のみなし配当課税の適用を受けるときは、取得の対価の一部が譲渡収入からみなし配当収入へと転換されることになる⁽¹¹²⁾。一旦譲渡損益として実現したものであれば、その実現の時点において国税としての課税が済んでいるのであって、譲渡損を創出してまであえて配当課税をすることの意味合いがどれほどあるのか。過去の株主に対して課税された譲渡損益を現在の株主に対して別の所得として置き換えてまでして課税する必要があるのか疑問なしとはしない。「株主側の全体」において、配当とみなすべき所得を残さなければ、配当課税制度が揺らぐという論者もいるが、課税の局面で割り切ることとも税制として必要ではなかろうかと考える。

特に、個人課税との二重課税排除の前段階となる「法人間配当」にあっては、あえて配当と擬制する必要性は乏しいのではないか。何故ならば、対象となる株式の前の所有者であった個人株主の段階において「譲渡益として課税」しておきながら、次の所有者である法人株主の段階において「受取配当等の益金不算入」と振り換えることとなり、個人株主段階の課税分

(111) 永長正士『金融課税一体化』税調金融小委員会報告「租税研究 659 号 58 頁(2004)では、「譲渡所得と、利子・配当を含めた経常的な所得との間には、ある意味で深く暗い川があるということで、これを飛び越えるのは至難の技です。今まで政府税制調査会では、この間の通算を認めてはいけないというふうに議論されていました」と説明されている。

(112) 譲渡前の株主段階で 50 の資本として投入された時価 1,000 の株式が譲渡され、譲渡後の株主段階で発行法人に自己株式として 1,000 で取得がされたと仮定した場合には、譲渡前の株主段階で 950 の譲渡益、譲渡後の株主段階で 950 の譲渡損と 950 のみなし配当収入が生ずることとなる。

を実質的に還付することになってしまっている。さらに付言するならば、法人株主の会計上の処理の実態からも乖離する部分が大きくなっている現状にある。

(2) 自己株式のみなし配当課税の創設趣旨面からの検討

本来の配当の概念は、発行会社の株主たる地位に基づくものを前提としており、株主平等原則の下、株主全体に対する一律・按分で比例的な配分を行う配当に対して、一義的に配当税制を適用する必要があると考えられる。逆に、一部特定の株主が撤退するような場面においては、配当の概念というよりは、まさしく譲渡の概念の方が強く具現化されてくるものではないかと考えられる。

自己株式に対するのみなし配当が創設された趣旨の一つに、株式分割と自己株式の取得を繰り返すことにより、発行会社からの実質的な配当所得を譲渡所得に転換する可能性があり、それを防止することも挙げられていた⁽¹¹³⁾。比例的に配分されるはずである配当収入を譲渡収入に転換するという恣意性を排除することにその意義があったといえよう。その創設趣旨を勘案するのであれば、そのような収入の転換に繋がるような株主全体に対する自己株式の取得にのみなし配当課税を限定することの方が、租税回避行為の防止に資するものと考えられる。したがって、自己株式の取得の範囲についても再考する余地があり、一部特定の株主の撤退に対しては、のみなし配当課税をもって対応する必要はないと考えられる。のみなし配当課税ではなく、譲渡損益として課税することの方が、結果として、課税漏れ自体

(113) 平成13年6月の商法改正により自己株式取得の規制が緩和されるとともに、株式の単位の自由化の一環として株式分割の規制も緩和された。この緩和された株式分割と自己株式取得とを繰り返し、実質的な配当所得を譲渡所得に転換することが可能となった。また、自己株式の取得と消却とが紐付きの関係にあったことから、株式の消却の場合のみなし配当課税が困難となった。そこで、市場取引等の一定のものを除き、取得時ののみなし配当課税が行われることとされたものである旨の説明がされているものとして、朝長英樹「会社組織再編成に係る税制について[第3回]」租税研究621号33頁～34頁(2001)参照。

が生ずることがなくなり、税制全体としての意義を失うものではないと考えられる。

(3) 二重課税排除の調整機能面からの検討

発行法人における「課税済の利益積立金額」（なお、利益積立金額は、制度上、法人税が課されたものと法人税が課されなかったものが混在していることから、法人税法というスクリーンを通過したものを指すものである。）に着目してその課税済の部分のみを対象として、二重課税排除の調整措置を講ずれば良いという考えも生ずる。調整の対象となるべき課税済の利益積立金額がないのにもかかわらず、本来の配当でもないものを配当として擬制してまで、個人株主、さらには法人株主に対して二重課税排除の調整という恩典を与えることの意義を見出すことは無理があるという考えである。その実質に着目するのであれば、発行法人における「課税済の利益積立金額」を対象にすれば二重課税排除の調整趣旨は実現されると考えてもあながち問題はないと考えられる。

これに対しては、株主側の立場から、株価の基礎となった含み益が実現した時点の前後における新旧株主によって、その課税区分が異なるという問題が発生してしまうとの反論もある。しかしながら、現実的に、含み益が実現すれば、それによって初めて法人税が課税され、課税済の利益積立金額が税法上存することとなるものであり、「課税済」というような新たなメルクマールを創出したとしても、理論的な矛盾が生ずるものではないと考えられる。

また、従前、株主等に対して金銭等の資産の交付がない場合でもみなし配当を認識していたが、実際にみなし配当として認識される額は、税務上の利益積立金額が繰り入れられた部分のみであったと考えられる。今般、仮に、利益積立金額をゼロで打ち止めした場合には、その代替勘定としてどのようなものを認識すべきものかという問題も生ずるが、その場合は、株主等に交付した資産の原資はやはり株主勘定となる資本金等の額が当てられたと考えるべきとなる。

さらに、清算分配金に対するみなし配当課税は、「含み益」を実現させて法人税が課税された後の部分がみなし配当とされるものであり、この考え方を他のみなし配当にも導入して整合性を採るべきではないかとの論拠も十分に成り立ちうるものである。発行法人と株主との関係が断絶される場合において、配当とみなして法人税及び所得税における配当税制の恩典を適用させるのであれば、税法上のスクリーンを通ったものとしての利益積立金額が存在する必要があるのではないかと考える。

(4) 清算分配金を配当として擬制する面からの検討

解散の際の清算分配金⁽¹¹⁴⁾は、法人税が課税済であって、二重課税排除の面から配当として擬制する必要もあるが、一步進んで、株主側から見れば、発行法人から「離脱」する際の長年の含み益が蓄積された譲渡対価と同じものであり、金融所得課税の一環として位置付けられる本来の継続的な収入概念を持つ「配当所得」とは異なる所得区分として、キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスが実現したものととも考えられる。

また、その清算所得課税の対象となるものは残余財産の価額を基礎として、解散時の利益積立金額等をその課税対象から除外していることから、残余財産の含み益がその中心とされていると考えられ、臨時・一時的な性格に着目した「譲渡所得」と理解する方が素直な考え方ではなかろうか。

みなし配当課税の変遷を辿ると、昭和28年に、受け手の法人株主を除き、「受け手基準」が廃止され、「出し手基準」に改正された背景としては、①株式の譲渡損益の把握の困難性と、②配当と擬制することによる源泉徴収税額の確保の二つの要因が大きいものと考えられる。現行税制において株式等の譲渡課税が原則となっている中、「離脱」する株主(株式)に対して、個人株主及び法人株主を通じて、利益積立金額部分だけをみなし配当とし、含み益部分は譲渡収入と認識することへの方向転換は一つの割り切りとし

(114) 減資の場合についても、発行法人が株主との関係を減資の部分において途絶すると考えれば、これに近い。

て考えられるのではないか。

なお、清算所得課税がされていた昭和25年当時、発行法人段階で「含み益」に対して課税が行われた部分については、個人株主において譲渡収入として認識されていた経緯もある。

第2節 みなし配当課税問題へ対応

本節においては、前節で検討した内容に基づいて、みなし配当課税に関する諸問題への対応を考察してみたい。

1 税務執行の困難性と予測可能性の担保

株式の譲渡損益の課税繰延べ制度においては、「株式以外の資産」の交付の有無が重要な判定要素の一つとなっている。配当税制は法人税と所得税の間において固有の差異が存在することから、「株式以外の資産」の交付の有無の判定結果は、個人株主及び法人株主に大きな課税関係の違いをドラスティックにもたらすことになる。また、同様の判定要素を用いている組織再編税制にあっても、その要件判定の要素の複雑さ故に、意図せずに時価課税の適用を受けた事例も生ずるであろう。

一般投資家への影響を前提にして考えれば、企業行動としては「株式以外の資産」の交付を行わないパターンが通常は想定される。しかしながら、法人株主（例えば、経営陣と投資ファンドが共同して設立したSPC）が株主総会での多数を占め、意図して端数株式の代り金等に該当しない金銭等の交付（極端な例を示せば、株主の誰か一人に1円でも交付すること）を決定し、法人株主にみなし配当に起因した多額の譲渡損を生じさせた場合には、税務執行上、それを、どのような形で否認し得るものなのか。各税法に規定している行為計算否認の法理については、これまでの議論等を整理してみると、解釈上適用の難しい場面が多いと考えられる。

また、納税者サービスの一環として、法令の適用等について予測可能性を

与えること等を目的に実施されている事前照会に対する文書回答などは、納税者利便の一層の向上及び事務処理の適正化の観点から、その手続の改善等も図られている⁽¹¹⁵⁾が、今後、さらに複雑化する個別事例の照会に対する的確な回答の担保は、ますますその難しさを増すことになるだろう。

2 みなし配当課税問題への一考察

(1) 課税繰延べ要件に関する問題

現行制度の取扱いの原点となる組織再編税制の取扱い⁽¹¹⁶⁾は、当該税制を構築する上で、理念的に正しいものであると考えられるが、株主側の課税繰延べ要件としては、スクィーズ・アウト手法として端数型の全部取得条項付種類株式方式による課税の繰延べが認められる範囲においては、この「株式以外の資産」の不交付要件は事実上の意味が存在しないものとも考えられる。

また、会社法の施行により合併等の対価の柔軟化が進んでいることから、この際、オール or ナッシングの発想を解消し、「概ね同額」要件を担保に、投資が継続している部分のみを取り出して、課税の繰延べを認め、併せてみなし配当課税を行わないという選択もあり得る。その際には、次のような方策案が考えられる。

【方策案】 発行会社が行う株主からの自己株式の取得について、一定の要

(115) 例えば、平成 20 年 4 月 1 日以後に受け付けた事前紹介に対する文書回答手続については、文書回答を行う対象となる事前紹介の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものを加える等の措置が講じられている。

(116) 部分譲渡と金銭交付について、朝長英樹＝山田博志「会社分割等の組織再編成に係る税制について」租税研究 614 号 59 頁～60 頁(2000)では、「金銭等の交付があった場合には、その金銭等の交付部分に対応する部分だけではなく、全体について課税特例の適用が無いということになるわけですが、……資料に書かれている理由に加え、合併の例からすると税制上の合併交付金に該当するものの受払が行われるものは現実にはほとんど無いと想定されることから、今回、課税特例の要件として、金銭等の受払が無いことという要件が設けられています」と説明されている。

件（例えば、従前、租税特別措置法上の株式交換税制において認めていた金銭交付のような5%未満要件等）を付した上で、旧株式に対する含み損益課税については新株式の本体である投資の継続部分に対して繰延べを認めるとともに、表裏の関係にあった自己株式の取得によるみなし配当課税は行わない。

ただし、金銭不交付要件は、その原点となる組織再編税制にも存することから、組織再編税制に係る株主に対しても同様に部分譲渡を認める方向性が生ずる。そのような議論の延長線上として、理論的には、移転資産等の時価評価に関しても連動して部分的に対象とせざるを得ないとの考えも生ずる。そのような考えに従った場合、移転資産等の時価評価が技術的・実務的にできるかという問題が新たに生じ、法令等の手当てが極めて精緻に要求され、簡便性の観点からは逆行することとなる。

(2) 会計上の収益を上回るみなし配当収入に関する問題

自己株式のみなし配当課税の創設趣旨（本章第1節2(2)参照）は堅持すべきものと考えられる。また、譲渡前の連なる旧所有者に対して配当課税がなされていなかったことの帰結であるとする考え方⁽¹¹⁷⁾もみなし配当課税の根幹をなしている。

しかしながら、制度の創設趣旨を維持しつつも、「株主側の全体」的な発想だけでは疑問が残るタックスメリットも現に創出されることから、何らかの制限が必要であろうと考えられる。その際には、割り切った考え方も必要となり、例えば、次のような方策案が考えられる。

【方策案】個人株主に対しては、現行のみなし配当課税を存続させるが、法人株主に対しては、株主側だけで帳簿価額以下の部分のみな

(117) 例えば、個人株主段階で当初50の資本として投入された時価1,000の株式が法人株主に1,000で譲渡され、直後に、発行法人に自己株式として取得がされたと仮定した場合には、個人株主段階で950の譲渡益、法人株主段階で950の譲渡損と950のみなし配当収入が生ずることとなる。この取引を「株主側の全体」で見れば、譲渡損益が相殺され、みなし配当として950だけが残る状態となり、その観点からは、論理的な矛盾が生ずるところではない。

し配当収入を認識させずに、譲渡収入と擬制させる。なお、現行の源泉徴収制度もそのまま存続させ、法人株主段階で擬制される譲渡収入に係る法人株主固有の源泉徴収制度と位置付ける。

ただし、このような割り切った考え方を前面に出したといっても、出し手の発行法人において配当原資の利益積立金額の減算が起きつつ、受け手の法人株主において反対勘定となるべきみなし配当を認識しない制度は、平成13年の税制改正前に戻ることになる。このことから、これに対しては、その整合性を取るための理論的な裏付けが必要とされ、更なる検討が求められる。また、源泉徴収制度においても、出し手の発行法人において配当として課税し、受け手で譲渡収入に係る源泉課税とすることについても同様であり、更なる検討が求められる。

(3) マイナスの利益積立金額に関する問題

発行法人において将来実現する含み益に対しては法人税が当然に課税され、その「課税済の利益積立金額」を原資として将来の株主に対して利益の払戻しがあり得ることから、法人税の単なる課税時期の問題であるとともに、含み益が実現した時点の前後における新旧株主によって、その課税区分を同じくものであるとの考え方も厳然としてある。

しかしながら、自己株式の取得価額には、幾多の要素が包含されており、必ずしも将来において課税が行われるという担保はなく、少なくとも配当と擬制するといった以上、みなし配当課税の対象範囲としては発行法人の「課税済の利益積立金額」に限るという概念⁽¹¹⁸⁾を持たせることと割り切ることも必要である。その際には、次のような方策案が考えられる。

(118) 利益積立金額に限定すべきとの考え方として、岡村・前掲注(108)373頁(2007)では「みなし配当課税の対象とされている分配について、利益積立金額が存在する限りで、分配額の全額を配当とみなす」と、渡辺徹也「法人税法における出資と分配」税法学 556号168頁(2006)では「配当課税回避防止という観点からは、わが国の立法論としても、利益積立金額の範囲に止めておくのが合理的であろう。マイナスの利益積立金額を計上してまで、配当課税すべきではないからである」と、それぞれ説明されている。

【方策案】発行法人が株主から自己株式を取得する時⁽¹¹⁹⁾のマイナスの利益積立金額に該当する部分の金額については、みなし配当に該当しないものとして、発行法人側でみなし配当の額自体を調整する（なお、この方式は、取得する直前までの含み益の実現を含む当期の所得金額は考慮されない。）。

ただし、この場合、含み益の実現前後で株主側の課税関係が異なることとなるほか、仮に、株主側が得た収入のうち資本の払戻しでも配当でもない収入が出現し、その収入の性格付けができないという問題が生ずる。

そのような問題を打開し、株主側で現行どおり配当という性格付けをさせるため、究極的な発想にはなるが、発行法人側において次のような代替案も考えられる。すなわち、解散等に係るみなし配当課税の場合にあっては、その残余財産の価額という分配時価が基準とされ、それまでの「含み益」が実現されている。この考え方を自己株式の取得の場合にも採り入れるとともに、これをその他の減資等に係るみなし配当全般に当てはまると考えるのであれば、みなし配当を認識する段階においてもその原資となる「含み益」が実現したと仮定して、発行法人における一部清算所得課税の前採りも検討の余地としては残されるものとする。

【代替案】マイナスの利益積立金額を保有する発行法人自体に、自己株式の取得日を含む事業年度の期末時点でマイナスの利益積立金額に相当する将来の含み益が実現したものとみなして収益を認識し、課税所得を計算するとともに、その含み益相当額は、その収益を認識した後の事業年度において生ずる課税所得から控除する措置を講じ、発行法人自体の二重課税を防止する（この方式は、当期の所得金額が考慮され、株主側における現行のみなし配当額の計算方法も維持される。）。

(119) 当期中の所得金額を考慮しないというのであれば、平成 19 年度税制改正により期中時点における利益積立金額は計算可能となっている。

結びに代えて

税務執行上の対応の難しさが増す中、潜脱的な問題の解決のため、今後、上記のような方策等を模索する必要があるが、その整合性を確保するためには、理論的な裏付けが必要であり、配当課税の在り方を念頭に置いた更なる検討が求められる。したがって、制度的な対応に時間を要すると思われる現段階においては、個々の事例に対しては、その態様に応じた行為計算否認の法理の適用を考えざるを得ない状態にある。

本来の配当の概念は、発行会社の株主たる地位に基づくものを前提としており、株主平等原則の下、株主全体に対する一律・按分で比例的な配分を行う配当が、一義的には配当税制の適用対象となるべきと考えられる。逆に、一部特定の株主が撤退するような場面においては、本来の配当の概念というよりは、まさしくキャピタル・ゲイン等の実現の概念の方が強く顕在化されると考えれば、みなし配当課税制度だけにとどまらず、配当課税制度全体を俯瞰する必要がある。

したがって、将来的には、配当課税とキャピタル・ゲイン課税のバランス確保という金融税制全般の改革の中で、所得税及び法人税の制度間の選択の歪みの問題も解決されるべきものと考えられる。